案件概要表

草の根技協(パートナー型)

2020年07月08日現在

主管区分: 国内機関主管案件

東京センター

案件名 (和)社会性育成を主眼に置いた特別活動実践と体制構

築事業

(英) Project for Enhancing Education Support Activity

Model at Public Schools

対象国名 ヨルダン

分野課題 1 教育-その他教育

分野課題2

分野課題3

分野分類 人的資源-人的資源-教育

プログラム名 プログラム構成外

援助重点課題 -

開発課題 -

プロジェクトサイト アンマン市

署名日(実施合意)(*) 2018年 06月 01日

協力期間 (*) 2018年 06月 1日 ~ 2021年 05月 31日

相手国機関名(*) (和) ヨルダン教育省

(英) Minitry of Education, Hashemite Kingdom of Jordan

プロジェクト概要

• 背景

ヨルダンには、2011年のシリア紛争以降、多くのシリア難民が流入、現在約66万人(UNHCR,2016年11月時点)が生活、うち約8割は難民キャンプ外のホストコミュニティで暮らす。子どもたちは二部制校(午前ヨルダン人、午後シリア人)に通うが、シリア人とヨルダン人の生徒間で軋轢が生じている。しかし、学校では、他者理解や協調性を高める取り組みが十分と言えない。異なる国籍の子どもらが共に学び、他者理解や協調性、規範意識といった社会性を高めることを目指し、学校の現場において、特別活動の実践とその実施体制の構築が不可欠となっている。

• 上位目標

ョルダン、アンマン市内の公立校に通う生徒が生きる基盤としての社会性 を身につけ、多国籍生徒を抱える学校での生活改善が図られる。

・プロジェクト目標

ョルダン、アンマン市内のシリア人生徒の多い公立学校が、他者理解、規 範意識、協調性などの社会性を育む特別活動を自立的に実施できるモデル が構築される。

・成果

- 1. 教育省、対象地域の教育局、対象校の教員と保護者の間でヨルダン式特別活動が認識される。
- 2. 教育省、対象地域の教育局および対象校と協働で、ヨルダン式特別活動が実践される。
- 3. 対象地域において、ヨルダン式特別活動が自立的に継続する体制が整えられる。

活動

- 1-1. シリア人生徒が多いダブルシフト校の実態についてベースライン調査を行う。
- 1-2. ヨルダン公立校の現状に対応した特別活動「ヨルダン式特別活動」について教育省と協議し、概要を決定する。
- 1-3. ヨルダン式特別活動のプレパイロット実施を行い、教育省とプレパイロット校の教員・学校長と協働でヨルダン式特別活動の指導書案を作成する。
- 1-4 教育省とプレパイロット校の教員·学校長と協働でヨルダン式特別活動ハンドブックを作成する
- 1-5. ヨルダン式特別活動の評価方法、項目について教育省と協議し、評価項目シートを作成する。
- 2-1. 教育省と協働でヨルダン式特別活動導入のための研修内容策定と実施計画づくりを行う。
- 2-2. 対象地域の教育局担当職員および対象校にヨルダン式特別活動に関する研修を実施する。
- 2-3. 研修受講後、各対象校がヨルダン式特別活動の実施計画を立て、活動に取り組む。

- 3-1.対象校でモニタリングや振り返りを行うヨルダン式特別活動の運営 チームを各校に設置する。
- 3-2. 教育省及び教育局担当職員が学校モニタリングを定期的に実施する。
- 3-3. ヨルダン式特別活動の取組みについて、教員、生徒、保護者を対象にレビューを実施する。
- 3-4. 各校でのレビューおよびモニタリングをもとに、教育省と協働でヨルダン式特別活動の指導書をまとめる。
- 3-5. 学校でのモニタリングを通してモデルケースを集約し、ヨルダン式特別活動を紹介する視聴覚教材を作成する。
- 3-6. 対象校がヨルダン式特別活動実施の次年度の活動計画を作成する。
- 3-7. 教育局ごとにヨルダン式特別活動の好事例や課題の共有を行う教員向けの総括勉強会を開催する。

・投入

· 日本側投入

プロジェクト・マネージャー1名 現地調整員1名 国内調整員1名 教育専門家(邦人)1名

• 相手国側投入

ナショナルスタッフ 4 名 教育専門家(現地)1 名 教育省スタッフ 4 名

• 外部条件

<負の外部要因>

教育省、教育局の方針が変更され、特別活動実施が不可能となる。

- <前提条件>
- ●本事業の対象校が協力を確約していること
- ●事業対象地の行政が本事業を承認していること

実施体制

• 現地実施体制

教育省・公教育課及び対象地域の教育局と共に、活動実施に際してはヨル

ダン、日本の各教育専門家等、当団体の専任スタッフが従事する。

•国内支援体制(*)

国内調整員が四半期報告の作成支援・内容確認を行うとともに、プロジェクトマネージャーと現地調整員の事業実施状況をモニタリングする。

関連する援助活動

- 我が国の援助活動
- ・他ドナーの援助活動

^(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表 (専門家)

派遣国名 ヨルダン

協力対象国名 同上

指導科目 上水道分野アドバイザー 指導科目 (英) Water Supply Advisor

配属機関 ヨルダン水道庁

配属機関(英) Water Authority of Jordan

任地 ※全角カナ アンマン

派遣予定 M/M 5.3

5. 3MM

ョルダン・ハシェミット王国(以下、ヨルダン)は、国土の約75% が年間降雨量200mm以下の砂漠地帯に属し、国民一人あたりの再生可能な水資源量は、国連の定義で「絶対的水不足」とされる500m3/年を大きく下回る129m3/年(2014年)である。同国は、水分野の中心政策として「生活のための水:ヨルダンの水戦略2008-2022」を定め、安全・十分な飲料水供給、持続的な水資源利用等を目標に掲げている。ヨルダン水道庁(Water Authority of Jordan 以下、WAJ)は同戦略に基づき、水資源の開発と管理、配水管網や送水管の拡張・改善等を重点政策とし、ドナーの支援を受けながら各地でプロジェクトを実施している。

2011 年以降、隣国シリアからの避難民の流入によりヨルダン国内の水の需給はより逼迫し、国内における水需給バランスの不均衡はさらに深刻化している。ヨルダンでは、このような水供給事情の悪化に対する改善策としての協力ニーズが高まる中、上水道分野を中心とする水分野(以下、水分野)に対し、紅海の海水を死海に引き込み淡水化を行う「紅海・死海淡水化事業」等新規水源の開発や、ヨルダン国内で水を最適に配分するためディシ帯水層から取水された水の送水管建設など、他ドナーによる支援が実施されている。こうした他ドナーによる支援に加え、ヨルダン政府から日本政府に対し、これまで日本の協力により実施した無収水対策を中心とした技術協力の成果を確実に発現させていくためのアドバイスや上述の水供給状況を改善するための新規案件形成支援が求められ、本案件が要請された。

我が国によるヨルダン国に対する水分野の協力としては、過去、上水道施設改善や送配水管整備を中心とした資金協力事業を行い、技術協力としては、無収水対策を中心とした事業を実施してきた。現在は、上述のシリアからの避難民対策として、1)「シリア難民ホストコミュニティ緊急給水計画策定プロジェクト」(開発計画調査型技術協力)や2)「北部地域シリア難民北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画」(無償資金協力)、3)「第二次北部地域シ

要請背景

リア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画」(協力準備調査)を実施している。1)のプロジェクトでは、対象地域の上下水道開発計画が策定され、早期改善が必要とされる上水道設備の改善のために他ドナーからも活用されるなど同地域が抱える水分野の課題解決策の一助を担っている。

本案件は、対ヨルダン国別援助方針の重点目標「自立的・持続的な経済成長の後押し」の開発課題である「資源の持続的管理と環境保全」に対応する強化プログラム「気候変動対策と資源の持続的な利用・管理プログラム」に位置づけられ、本専門家の派遣によって、1)日本による支援が有意義と考えられる活動領域の特定と具体的な案件形成に必要な提言、及び2)無収水対策に関する活動計画の実施促進がWAJ及び水灌漑省(Ministry of Water and Irrigation 以下、MWI)に対してなされることが期待される。さらに、持続可能な開発目標(SDGs)のゴール6「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」の中で設定されているターゲットの内、無収水対策が促進されることにより、6.1「安全で安価な飲料水への普遍的かつ平等なアクセス」と6.4「水利用効率の改善と持続可能な取水による水不足の減少」に貢献することが期待される。

なお、上述の新規案件が我が国の政策課題である避難民及び受入コミュニティの支援を中心とした中東安定化支援に貢献することをも念頭に、新規案件が重点分野「平和創出に向けた地域間交流」に対応する「シリア難民及びホストコミュニティ支援プログラム」に位置づけることができるよう、案件形成時には対象地域の選定や裨益者、活動内容等について配慮する。

- 1. ヨルダン水分野の課題を分析し、日本による支援が有意義と考えられる活動領域を特定し、具体的な案件形成に必要な提言をMWI及びWAJに対して行う。
- 2. 無収水対策に関するカウンターパートの活動計画策定及び同計画 実施促進に向けた助言を行う。
- 1. ヨルダンにおける水分野に関する情報収集:ヨルダンにおける水分 野の最新動向に関する情報が収集される。
- 2. 新規案件形成支援:既存案件の進捗状況を確認しながら、新規案件 (無償資金協力・有償資金協力・技術協力プロジェクト)が特定され、 主要スコープ、必要性・妥当性、実施体制が明確化される。
- 3. 無収水対策の促進支援:無収水対策を推進するために、過去に実施した「無収水対策能力プロジェクト(フェーズ 1・2)」の成果がWAJ無収水対策部や各県の水道事業体(the Governorate Water Administrations,以下GWAs)に対して普及されるとともに、無収

派遣の目的

期待される成果

水対策を進める上での制度面のボトルネックを解消するための具体策が策定される。

- 1. ヨルダンにおける水分野に関する情報収集
- 1-1 既存の関連報告書(セクターサーベイ報告書等)をレビューし、 ヨルダンの水分野(水源開発を含む)の開発動向について情報整 理とアップデートを行う。(MWI/WAJの新中期計画、及びセクター リフォームの進捗に関する情報収集を含む)
- 1-2 日本/JICAによるヨルダンに対する協力実績を取りまとめる。
- 1-3 シリア難民対応計画の動向(タスクフォース会合への出席含む)を含め、水分野に関する他ドナーや民間セクターによる支援状況(含む、紅海・死海淡水化事業)及び予定に関する情報収集を行い、日本/JICA の協力と他機関の協力が協調され相乗効果を生み出すことができるよう、MWI/WAJ を支援する。
- 2. 新規案件の形成支援
- 2-11.を踏まえ、ヨルダンにおける水分野の課題を整理する。(他ドナーの取り組み状況を含む)
- 2-2 MWI 及び WAJ による既存の要請案件も含めて、新規案件(無償・有償・技協)に関するヨルダン側の意向を確認し、案件検討に必要な情報を収集する。その際、特にシリア難民への裨益も意識し新規案件に関する情報を収集し、追加的に必要な情報の提供をヨルダン側へ依頼する。
- 2-3 2-2 でヨルダン側に依頼した情報を確認するとともに、現地視察等を行い、ヨルダン側と共に優先度が高く日本による協力が効果的と思われる新規案件の候補を絞り込む。
- 2-4 新規案件の候補に関し、主要スコープ、必要性・妥当性、実施体制等を明らかにし、ヨルダン側による要請書の作成を支援する。
- 3. 無収水対策の促進支援
- 3-1 JICA が実施した過去の無収水対策関連プロジェクトに関する報告書、及び事後評価結果をレビューし、無収水対策を進める上での課題を分析する。
- 3-2 3-1 の活動を踏まえ、無収水対策を進める上での課題、及び過去のプロジェクトの知見をカウンターパート機関と共有し、今後の対応策を検討する。
- 3-3 GWAs における無収水対策の予算獲得に向けた活動計画策定を支援する。
- 3-4 無収水対策を行った場合の費用対効果を WAJ と整理し、3-3 で策定した GWAs の活動計画を実施するための予算措置を促す。

活動内容

- 3-5 3-1 の活動を踏まえ、無収水対策(特に基礎的対策)を展開する上での制度面(組織能力・人材育成)でのボトルネックを分析する。
- 3-6 WAJ を含む関係者に対し、無収水対策に関する制度面の強化に向けた具体策の策定に向けアドバイスを行う。

案件概要表

技術協力プロジェクト 2020 年 7 月 29 日 現在

主管区分:在外事務所主管案件

ヨルダン事務所

案件名 (和) ヨルダン・日本・イスラエル三角協力: ヨルダン先

進農業技術の導入計画プロジェクトフェーズ3

(英) Trilateral Cooperation Project "Introduction of Advanced Agricultural Technology under Trilateral

Cooperation, Jordan, Japan and Israel Phase 3

対象国名 ヨルダン ヨルダン

分野課題 1 平和構築-その他平和構築

分野課題2

分野課題3

分野分類 農林水産-農業-農業一般 プログラム名 「平和と繁栄の回廊」構想

援助重点課題 地域の安定化

開発課題 周辺地域の安定化促進 プロジェクトサイト 国立農業研究センター 署名日(実施合意)(*) 2016 年 09 月 01 日

協力期間 (*) 2017年 01月 10日 ~ 2020年 01月 9日

相手国機関名 (*) (和) 農業省国立農業研究センター(NARC)

(英) National Agricultural Research Center(NARC)

プロジェクト概要

• 背景

The agriculture sector in Jordan is one of the main sectors of the national economy together with service and manufacturing sector that are also closely related with agriculture. In addition, the agriculture plays an important role for socio-economics in the rural areas.

The Project (Phase 3) will be implemented under the trilateral cooperation based on collaboration with Agency for International Development Cooperation in Ministry of Foreign Affairs in Israel (MASHAV). Advanced agriculture technology has been developed in Israel under the arid climate

similar to Jordan. Through the technical cooperation from Israel, capacity building on the advanced technology for the researchers and extension agents is promoted and then the technologies are extended to the small scale farmers in Jordan Valley. This process will promote confidence building between Jordan and Israel, and thus contribute execution of "interregional exchange for the creation of peace" that is set out as one of the priority areas in the Country Assistance Policy for Jordan.

The Phase 1 (2008 to 2012) was implemented from 2008 to 2012. The implementation organization was National Center for Agricultural Research and Extension (NCARE). JICA and MASHAV assisted NCARE for the implementation of the Project under the trilateral cooperation. MASHAV collaborated with Center for International Agricultural Development Cooperation, Ministry of Agriculture and Rural Development in Israel (CINADCO). Contribution from CINADCO was to be replaced with MASHAV's International Agricultural Training Center (MATC) in the stage of Phase 2. Throughout the Phase 1, trainings in Israel were conducted for the researchers and extension agents. After the trainings, a series of workshops and seminars were held for the farmers in the target area by utilizing the outcomes from the trainings. After achieving the project purpose, the Phase 1 was terminated in the end of August 2012.

For developing the technical outcomes from the project furthermore, and also for extending the technologies more widely in the target area, the Phase 2 (2012 to 2016) has been commenced with four pillars acting for the technical components of Aquaculture, Tropical Fruit Production, Water Saving Technologies and Media for Extension Services. The Phase 2 was aimed mainly at capacity building of the NCARE staff that is needed for extending the advanced technologies and will be operated until the end of November 2016.

• 上位目標

The Tilapia farming and tropical fruit production techniques are extended to the farmers in the target areas.

・プロジェクト目標

The Tilapia farming and tropical fruit production techniques are extended

to the pilot farmers, and through the public relations activities, the relevant information is distributed to other farmers in the target areas.

成果

- 1. Tilapia farming techniques are extended to the pilot farmers in the target areas
- 2. Tropical fruits production techniques are extended to the pilot farmers in the target areas.
- 3. Information on the achievements in the Tilapia farming and tropical fruit production techniques (two technical components) are disseminated through public relations activities.
- 4. Planning and monitoring function are established and operated.

活動

Following activities are planned to be implemented to achieve the outputs. (details in the PDM)

- 1. Activities to extend tilapia farming techniques to the pilot farmers in the target areas.
- 2. Activities to extend tropical fruits production techniques to the pilot farmers in the target areas.
- 3. Public relations to disseminate the achievements of Tilapia farming and tropical fruit production techniques
- 4. Activities to establish and operate planning and monitoring function.

・投入

· 日本側投入

<Japanese Side>

- 1. Expert
 - a. Chief Advisor/Agriculture Technology
 - b. Project Coordinator/Monitoring
 - c. Short-term Expert(s)
- 2. Other Support Personnel (as necessary)
- 3. Equipment
- a. Equipment and materials necessa y for extension activities and trainings
 - b. Equipment's and materials necessary for facilities'

establishment

- 4. Cost for Counterpart Trainings
 - a. Trainings in Israel (cost-share with Israel)
 - b. Israeli Experts visits to Jordan (cost-share with Israel)
 - c. Jordanian Farmers' field visits in Israel (cost-share with Israel)
 - d. Local Trainings, study tours, workshops etc.
- 5. Other Expense related to the Project Activities

<Israeli Side>

- 1. Expert
 - a. Tilapia Aquaculture
 - b. Tropical Fruit Tree Cultivation
 - c. Coordinator
- 2. Training
 - a Specialist Trainings in Israel (cost share with Israel)
 - b Israeli Experts' visit to Jordan (cost share with Israel)
 - c Jordanian Farmers' feild visits in Israel(cost share with Israel)
- 3. Facility
 - a. Training Facilities
- 4. Expenses
 - a. Cost-share for Trainings and Field visits
- 相手国側投入
 - 1. Counterpart Personnel
 - a. Project Director
 - b. Project Manager
 - c. Coordinator (mainly for Output 4)
 - d. 3 Team Leaders (output 1,2 and 3 respectively)
 - e. Other Counterpart in each components
 - 2. Facilities
 - a. Provision of project office(s), Other Necessary Facilities
 - 3. Local Cost
 - a. Local Running Expenses
- 外部条件

Economic conditions that may affect the agricultural production in Jordan

will not change drastically.

Weather conditions that may affect the agricultural production in Jordan will not change drastically.

Majority of the counterpart personnel trained by the project is retained in their respective position.

Political stability in the region is not be deteriorated and the inter-regional cooperation scheme is actively executed.

実施体制

• 現地実施体制

NCARE is national agricultural research and extension institute established in 1950's and has been conducting and coordinating applied agricultural research and extension of appropriate and improved technologies to farmers to improve productivity and achieve sustainable agricultural development. NCARE has 44 doctor's degree holders, 83 master's degree holders and 180 bachelor's degree holders who conduct reserach and extension activities.

•国内支援体制(*)

Technical support committee for this project will not be established.

関連する援助活動

- ・我が国の援助活動
 - 1) Cooperation of the Japanese ODA
 - (1)Project type Cooperation, 2008 May 2012 Aug. (Phase 1)

Trilateral Technical Cooperation Jordan-Japan-Israel "Introduction of Advanced Agricultural Technology in Dry land Area"

- (2) Third Country Training Program (TCTP), 2009 2011
- "Capacity Building for Agricultural Research and Development for Palestine Phase 1"
- (3)Project type Cooperation, 2012 Dec. 2015 Nov. (Phase 2)

Trilateral Technical Cooperation Jordan-Japan-Israel "Introduction of Advanced Agricultural Technology in Dry land Area"

(4)Third Country Training Program (TCTP),)Capacity Building for Agricultural Research and Development for Palestine Phase 2,2013-2015

- 2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc.
- ・他ドナーの援助活動

DANIDA (Danish Government's Tehnical Cooperation Agency) has completed its 15-year cooperation to Jordan in Dec.2015.As ofAug. 2016, there is no plan to establish the next phase of cooperation.

(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表

1. 案件名

国 名:ヨルダン・ハシェミット王国

案件名:

(和名) 障害者の経済的エンパワメント及び社会参加促進プロジェクト

(英名) Project for Economic Empowerment and Social Participation of Persons with Disabilities

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における「障害と開発」セクターの現状と課題

2015 年国勢調査によれば、ヨルダン全人口約 953 万人のうち 5 歳以上人口のおよそ 11%が何らかの機能障害を有しており、障害者支援はヨルダンの大きな開発課題となっている。

同国は 1998 年に「障害者福祉法」をいち早く施行するなど、アラブ地域における障害者権利保障のリーダー国であるが、障害者の一般就労は未だ限られ、生産年齢人口に該当する障害者の就労割合は 2004 年時に 11.7%、2014 年時にも 16.1%に留まるなど、過去 10 年を経ても十分な成長がみられていない。アクセシブルでない公共インフラや職場施設環境、企業の知識不足、教育訓練機会の少なさ、就労後サポートの欠如、さらに労働省の障害者就労支援にかかる行政能力と専門性の不足など、多様な課題が残されている。

またヨルダンは 2011 年のシリア危機発生以降、UNHCR に登録されている難民だけでも約 66 万人(2018 年 7 月時点)の難民を受け入れており、そのうちの約 30%は先天的若しくは紛争に起因する障害を有しているとの報告がある。シリア難民障害者は、障害のないシリア難民や障害のあるヨルダン人と比較して、日常的に搾取や暴力、また行政サービスへのアクセスへの困難に直面しているため、ヨルダン国内におけるシリア難民障害者の支援体制の整備も急務である。同国はシリア危機への対応方針として、2015 年に各分野の計画を示す「ヨルダン対応計画 2015(JRP: Jordan Response Plan)」、2016 年にはヨルダン人・シリア難民の雇用創出の方針を示す「ヨルダン・コンパクト(Jordan Compact)」を発表し、これらの中で、シリア難民への社会保障や就労促進を掲げているが、特にシリア難民障害者の就労機会は未だ限られており、シリア難民障害者のエンパワメント及び安定した就労機会の創出は重要な課題となっている。

(2) 当該国における「障害と開発」セクターの開発政策と本事業の位置づけ ヨルダンは 2007 年に「法律第 31 号・障害者の権利にかかる法律」を発効し、障害者

の職能開発の公正、就労機会の均等、法定雇用率、合理的配慮の措置等を明記するなど、労働市場への参加拡大を推進してきた。国民の雇用拡大を優先目標に掲げた「国家 10 年計画 2006-2015 年」では「障害者法定雇用率の実施を 2004 年時 1%未満から 2012 年に 1%、2017 年に 1.5%まで改善」するとし、「国家雇用政策 2011-2020」でも「労働市場における障害就労者の拡大」のための、法制度の見直し、職能開発の拡大、求人求職サービスの改善、地域社会の啓発等に取り組んできた。現行の国家上位計画「ヨルダン 2025:国家ビジョンと戦略」でも「啓発や財政インセンティブ等を通じ、民間セクターの障害者雇用を後押しする」としている。

労働省の体制においては、2012年に障害者雇用課 (旧・障害ユニット)を設置したほか、 2015年から法定雇用率の監査責務を強化するなど、本格的な取り組みが始まったとこ ろである。

本プロジェクトは同国の障害者(シリア難民障害者を含む)就労にかかる政策・法制度の実施を支援し、かつ実施機関である労働省が抱える技術課題・問題の解決に協力する事業に位置付けられる。

(3) 「障害と開発」セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

JICAでは福祉サービスの対象としてのみ障害者をとらえるのではなく、地域社会の中で非障害者とともに生活し、開発の担い手として社会活動に主体的に参画できるための支援を重視している。協力実績としては、ジョブコーチ事業化や職業リハビリテーションなどの就労・定着支援、地域社会に根ざしたリハビリテーション(CBR)、医療リハビリテーション、特別支援教育、障害者リーダー養成、障害当事者団体の育成・強化(障害者平等研修 [DET]、ピア・カウンセリング他)、自立生活支援、アクセシビリティ改善の推進等がある。

ヨルダンでは重点分野「貧困削減・社会的格差の是正」の視点から、就労・教育・医療すべてにおいて社会的弱者である障害者の状況に注目し、障害関連法制度の整備、経済的エンパワメント、アクセシビリティ改善等を含む就労支援等を、専門家派遣や研修を通して支援してきた。また、理学療法士、作業療法士、養護等のボランティアを継続的に派遣してきている。

(4) 他の援助機関の対応

対ヨルダン二国間援助の主要実施国は、2013 年度実績で第 1 位が米国(5 憶 3,582 万米 ドル)、続いてフランス (9,131 万ドル)、ドイツ(6,983 万ドル)、カナダ(6,085 万ドル)、日本 (4,500 万ドル) である。労働分野では米国が中小企業支援や雇用創出支援を行うほか、NGO を実施組織とした草の根レベルの活動を支援している。(Civic Initiative Support) ドイツは中東・北アフリカ(MENA)地域の女性雇用拡大プログラムを進めるが、障害者を直接的な対象とした就労支援事業はない。

国際機関による労働分野の支援では、国際労働機関(ILO)が実施する国際法及び国内労

基法に基づく工場の雇用条件・労働環境の改善を目的とした支援プログラム「Better Work Jordan」がある。

3. 事業概要

(1) 事業目的(協力プログラムにおける位置づけを含む)

JICA はこれまでのヨルダンへの協力を通じて、法制度にかかる助言や障害者雇用担当 部署の設置支援、求人求職電子化データ(NEES)への障害情報の組み込み支援、障害主流化、アクセシビリティ改善やジョブコーチ研修など、政策から現場までに至る多面的・重層的な「障害と開発」の協力を進めてきた。

本プロジェクトはこれら成果を土台にして、次なる段階である障害者の一般就労への移行を後押しする協力である。また、事業展開計画における開発課題「社会的弱者のエンパワメント」への取り組みである「貧困削減・社会的格差の是正プログラム」の事業の一つに位置づけられる。

- (2) プロジェクトサイト/対象地域名 アンマン首都圏を中心とした地域。
- (3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者:労働省、ジョブコーチ人材を有する官民組織 最終受益者:求職中および就労中の障害者、障害者を雇用する雇用主

- (4) 事業スケジュール(協力期間) 2017年1月~2020年1月(計36か月)
- (5) 総事業費(日本側) 約1.4億円(暫定)
- (6) 相手国側実施機関ヨルダン国 労働省 (Ministry of Labour)
- (7) 投入(インプット)
 - 1) 日本側
 - ①専門家

【長期】

【短期】

チーフアドバイザー(ジョブコーチ)(36MM 予定) 障害者エンパワメント/業務調整(36MM 予定)

必要分野について必要数

②研修: 本邦研修、第三国研修(マレーシアを予定)、ヨルダン国内における研修

③機材調達: 必要に応じて (オフィス機器等)

④現地活動費: 研修費、資料制作・印刷費等

- 2) ヨルダン側
 - ①運営管理人材配置

プロジェクト・ディレクター: 労働省 技術部門 次官補

プロジェクト・マネージャー: 労働省雇用局長

サブ・プロジェクトマネージャー: 労働省雇用局障害者雇用課長

②技術人材

ジョブコーチワーキンググループメンバー

③施設と機材

専門家の執務スペース、事務機器(必要に応じて)

4 現地業務費

ヨルダン人材の人件費と出張旅費等

- (8) 環境社会配慮·貧困削減·社会開発
 - 1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転
 - カテゴリ分類: C
 - ② カテゴリ分類の根拠:本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性および影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
 - 2) ジェンダー平等推進/平和構築・貧困削減 ジョブコーチ人材の育成や就労支援の取り組みにおいて、性別が就労やジョブコーチ の活動に影響しうる業種や企業環境を考慮・分析し、必要な対応と工夫を行う。
 - 3) その他 特になし
- (9) 関連する援助活動
 - 1) 我が国の援助活動
 - ①「障害者問題アドバイザー」(個別専門家): 2011 年 5 月~2013 年 5 月
 - ②「障害問題アドバイザー」(個別専門家): 2014年2月~2017年2月(予定)
 - ③「障害者のアクセシビリティ改善のためのアドバイザー」(短期専門家派遣): 2014年度、2015年度
 - ④「アクセシビリティ改善」(国別研修): 2013 年~2016 年
 - ⑤「障害者の経済的エンパワメント」(地域別研修への参加): 2008 年~2010 年
 - ⑥「障害者の経済的エンパワメント」(国別研修): 2011 年~2014 年
 - ⑦ ボランティア派遣:理学療法士、作業療法士、養護など関連分野のボランティア を継続して派遣

2) 他ドナー等の援助活動

ILO が「Better Work Jordan」を実施中で、国内の労働関係省庁・機関と協力した、 国際法、国内労基法に基づいた工場労働者の労働環境の改善の調査・視察・指導 を行うほか、障害就労者の雇用と就労環境の指導を進める。

米国開発庁(USAID) は Civic Initiatives Support Program スキームを用いた DISABILITY RIGHTS & INCLUSION 予算から、就労支援を行う現地 NGO (SANA, INJAZ) による障害者就労者支援 (ジョブコーチ支援) ミニ・パイロットプロジェクトへの支援を予定している。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標

「就労による障害者の社会参加が促進される」

指標 1: ジョブコーチ制度を活用し就労した障害者数

(年間 X X 人以上)

指標2: 新たにジョブコーチサービスを利用した雇用主数

(年間 X X 以上)

指標3: 就職後6ヵ月時の定着率 (XX%以上)

2) プロジェクト目標と指標

「労働省の、障害者の就労を促進するために必要な活動を実施する能力及び体制が強化される」

指標 1: ジョブコーチ制度を活用し就労した障害者数

指標2:就職後6ヵ月時の定着率

3) 成果

成果 1:「労働省の、障害者の就労に向けたピア・カウンセリング実施を促進する能力が強化される」

成果 2:「労働省による障害者の就労へのアクセスを向上するための活動の実施 能力が強化される」

成果3:「労働省による、ジョブコーチを活用した就労支援の実施能力が強化される」

成果 4: 「労働省が、障害者の就労支援とその共有に必要なネットワークを構築・ 維持する」

5. 前提条件 外部条件

(1) 前提条件

- ✓ ヨルダン政府の障害者支援政策が継続される
- ✓ 障害者就労支援関係者が本プロジェクトの実施に賛同する
- (2) 外部条件 (リスクコントロール)
 - プロジェクト目標の外部条件
 - ✓ 労働市場が極端に収縮しない✓ 経済状況が極端に悪化しない

上位目標の外部条件

✓ ジョブコーチサービスが制度化される

6. 評価結果

本事業は、ヨルダン国政府の上位計画「ヨルダン 2015: ビジョンと戦略」、「国家雇用戦略」、「労働法」、「障害者権利法」等の関連政策や法令が掲げる「労働市場への障害就労の拡大」に貢献し、かつ労働省のジョブコーチ事業化を支援することでヨルダンの障害者就労支援にかかる行政能力と専門性の醸成に資する実施妥当性の高い協力である。日本が豊富な実績を有し、マレーシアでの長年の協力で有効性が確認された技術とリソースが活用されることから、効率性が高く効果的な事業が期待できる。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

類似案件

「マレーシア国障害者福祉プログラム強化のための能力向上プロジェクト」 (2005~2008年)

「マレーシア国障害者の社会参加支援サービスプロジェクト (フェーズ 1 及び 2)」 (2009~2015年)

1) ジョブコーチネットワークの形成

ジョブコーチ研修による人材育成やサービス事業化の検討において、実施機関である省庁が主導して、ジョブコーチネットワークを事業推進のためのワーキンググループ(WG)を形成し、計画、実施、モニタリング、課題の特定と対応等の一連のマネジメントにあたることで、効果的かつ効率的に、ジョブコーチサービスの事業化を実現した。

2) 域内への知見と取り組みの普及

既存の広域ネットワークであるアジア太平洋障害者センター(APCD)の協力団体である障害当事者および支援団体などとのネットワークを形成し、技術協力の成果と有効性にかかる情報を共有した。それにより、ジョブコーチサービス技術の更なる発展と普及、ひいては域内の障害者就労・職場定着支援の拡大が期待されている。

(2) 本事業への教訓活用

1) ワーキンググループの形成

既存の知見やリソースを最大限に活用し、実現可能かつ質を確保した事業化を図るため、本協力においても、ジョブコーチに関するワーキンググループの形成と、ワーキンググループによるサービス事業化に取り組むこととする。

2) 対象地域の既存ネットワークを通じた知見共有

ョルダンがアラブ地域において「障害と開発」での主導的な役割を担うこと、JICAが有する西アジア経済社会委員会(ESCWA)メンバーとのネットワークなどの条件を最大限に活用して、対象地域でのジョブコーチサービス技術にかかる知見共有の機会を設けることとする。

|8.今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
 - 4. (1) のとおり。
- (2) 今後の評価計画

事業開始6か月以内:ベースライン調査

- (3) 実施中モニタリング計画
 - 事業開始後6か月ごと:カウンターパート機関との合同レビュー、モニタリングシートの作成
 - 事業終了 1 か月前:終了前 JCC におけるカウンターパート機関との合同レビュー、 事業完了報告の作成

9. 広報計画

- (1) 当該案件の広報上の特徴
 - 1) 相手国にとっての特徴
 - ヨルダン政府にとって、ジョブコーチサービスの事業化は新しい取り組みである。 また、本事業ではプロジェクト成果の普及を目的とした全国セミナー等も計画して おり、ヨルダン側にとってアピールポイントとなる。
 - 2) 日本にとっての特徴
 - 日本によるこれまでの協力のアセットである、マレーシアのジョブコーチや DET の 人材・ノウハウを活用したプロジェクトである。また、ESCWA との協力関係やネットワークに基づき、周辺諸国へプロジェクト成果を普及する、国境を越えた知の 共有を促進する取り組みは、日本にとってのアピールポイントとなる。

● 本プロジェクトの成果 1、成果 2 で、これまでフォローアップ協力等の枠組みで実施してきたシリア難民障害者への協力を継続する。シリアの人道危機が続くなか、シリア難民が置かれている状況等について発信していくことは重要である。

(2) 広報計画

- プロジェクト活動に係るプレスリリース
- ウェブサイト、ソーシャルメディア等を通じたプロジェクトの紹介
- 安全管理上の観点から、日本人関係者の写真等個人が特定されるような情報の取り 扱いについては、ヨルダン事務所と相談のうえ、十分留意して行う。
- シリア難民が関係するプロジェクトの広報で、シリア難民の写真や氏名等を扱う場合は、通常の事業広報以上に留意して各個人に使用可否の確認を行う。

案件概要表

技術協力プロジェクト 2019 年 03 月 13 日 現在

主管区分:本部主管案件

人間開発部

案件名 (和) 若年層へのキャリアカウンセリング能力向上プロ

ジェクト

(英) Project for Strengthening the Capacity for Career

Counseling for the Youth

対象国名 ヨルダン

分野課題 1 社会保障-労働・雇用関係

分野課題2

分野課題3

分野分類 社会福祉-社会福祉-労働

プログラム名 自立的かつ持続的な産業振興及び雇用機会拡充

援助重点課題自立的・持続的な経済成長の後押し

開発課題 経済成長の基盤整備

プロジェクトサイト パイロット EO

北部:イルビッドEO、中部:アンマン1EO、アンマン

2 EO (サハーブ)、ザルカ EO 南部:アカバ EO

パイロットCGO

北部: Jordan University of Science and Technology 中部: University of Petra、German Jordan University、

Al-Balga Applied University,

南部: Al-Hussein Bin Talal University 、Community

college in Aqaba

署名日(実施合意)(*) 2016年 12月 11日

協力期間 (*) 2017年 04月 7日 ~ 2020年 04月 6日

相手国機関名 (*) (和) 労働省

(英) Ministry of Labour

プロジェクト概要

• 背景

(1)当該国における雇用・労働セクターの現状と課題

ヨルダンは29歳以下の人口が全人口の70%を占め、年齢の中央値は21.8歳という若年層の多い国である。ヨルダン統計局によると、2016年第2四半期の20歳から24歳の失業率は33.3%と非常に高い。また、ILOが2014年に実施した調査によると、ヨルダンの若年層の失業率は世界平均の約2倍であり、若年層の雇用問題の解決に向けた取り組みが急務である。「アラブの春」が広がった遠因には失業問題があると言われており、周辺各国が内戦やイスラム過激派の台頭などにより不安定化している現在、若年層の失業は同国のみならず中東地域において重要かつ喫緊の課題である。

この問題に対し中心的な役割を担っているのが、労働省雇用事務所 (EO) および大学のキャリアガイダンス事務所 (CGO) を支援するアブドッラー2 世国王開発財団 (KAFD) である。ヨルダンでは、高学歴層でも、自らのキャリアパスを描いたり、就職に向けた準備等ができないという状況がある。卒業後すぐに管理職になれると考えている人が多いことにみられるように期待と現実の乖離があり、教育課程を通してキャリアカウンセリング を受ける機会がほとんどないことも、多くの高学歴者が職についていない状況の背景とされている。

このような状況のもと、日本は「キャリアガイダンス/雇用システム能力向上プロジェクト」(2013-2016)を通して、EO の環境整備・能力向上を支援してきた。同プロジェクトでは研修やガイドライン作成を通じた EO 職員の能力強化、什器や事務機器の整備やレイアウトの助言などによりサービス提供環境を改善することで、EO の機能強化を後押しした。今後の課題は、機能強化された EO を拠点に、求人開拓等マーケティング力が強化され、教育機関へのキャリアカウンセリング支援能力が向上し、産官学を機能的に連携させることである。また、CGO については、キャリアカウンセリングに関する技術的なノウハウが不足しており、適切なサービスを提供することができていないため、CGO の機能強化も若年層の雇用促進のために解決すべき課題である。

• 上位目標

パイロット雇用事務所(EO)/キャリア・ガイダンス・オフィス(CGO) およびパイロット以外の EO/CGO で効果的な若年層へのキャリアカウンセリングが実施される。

・プロジェクト目標

パイロット EO/CGO による若年層へのキャリアカウンセリングの質と量が向上する。

・成果

成果 1 政府、大学、学校(初等学校・中等学校)、雇用主の連携に基づく 若年層へのキャリアカウンセリング実施体制が構築される。

成果 2 パイロット EO/CGO による若年層へのキャリアカウンセリング提供能力が向上する。

成果3キャリアカウンセリング・ツールが開発される。

成果 4 MOL、KAFD、パイロット EO/CGO の、若年層雇用の促進に向け 雇用主へ働きかける能力が向上する。

活動

0.ベースライン調査の実施

1-1.MOL 及び KAFD が、パイロット EO/CGO、大学、学校(*1)、雇用主と連携した若年層へのキャリアカウンセリング実施体制を構築し、2 つのキャリアカウンセリング・ワーキング・グループを立ち上げる(*2)。

1-2.キャリアカウンセリング・ワーキング・グループが、パイロット EO/CGO が実施する連携及びモニタリング評価を含む若年層へのキャリアカウンセリング・ガイドラインを策定する。

1-3.キャリアカウンセリング・ワーキング・グループの代表者が、一貫性 や相乗効果が確保された活動を行うために、情報共有や活動調整を行うキャリアカウンセリング調整会合を定期的に開催する。

1-4.プロジェクト終了後に EO/CGO により実施される若年層へのキャリアカウンセリングを調整するためのメカニズムを構築する。

2-1.MOL 及び KAFD が、既存のキャリアカウンセラー (MOL, KAFD, EO/CGO) の実務能力を確認する。

2-2.MOL 及び KAFD が、既存のキャリアカウンセラー育成ガイドライン/研修教材を作成または改訂する。

2-3.キャリアカウンセラー指導員養成研修を計画・実施する(対象者: MOL, KAFD, EO/CGO のキャリアカウンセラー) (*3)。

2-4.キャリアカウンセラー指導員が、キャリアカウンセラー/企業連携担当者能力強化研修を実施する(対象者: EO/CGO のキャリアカウンセラー)(*3)。

2-5.パイロット EO/CGO が、活動 3-2 で開発したキャリアカウンセリン

グ・ツールを活用した若年層へのキャリアカウンセリング計画を策定する(*4)。

2-6.パイロット EO/CGO が活動 2-5 で策定した計画に従って活動を実施する。

2-7.MOL 及び KAFD が活動 2-6 で実施したパイロット EO/CGO の活動を 評価する。

2-8.評価結果 (活動 2-7) に基づき、MOL 及び KAFD がプロジェクト成果 を他の EO/CGO へ普及する計画を策定する。

3-1.キャリアカウンセリング・ワーキング・グループが、利用可能なキャリアカウンセリング・ツールを調べる。

3-2.キャリアカウンセリング・ワーキング・グループが、キャリアカウンセリング・ツールを作成または改訂する。

3-3.MOL 及び KAFD がキャリアカウンセリング・ツールを評価し、承認する。

4-1.パイロット EO/CGO のマーケティング担当職員の能力を調査し、強化する。

4-2.MOL、KAFD、パイロット EO/CGO が、雇用主と共同で実施したキャリアカウンセリング成功事例を収集する。

4-3.MOL、KAFD、パイロット EO/CGO が、EO/CGO と連携した若年層の 雇用促進のため、 収集した成功事例を雇用主に普及する。

・投入

- 日本側投入
 - ① 専門家派遣
 - チーフアドバイザー/キャリアカウンセリング 36MM 予定
 - 業務調整/パートナーシップ 36MM 予定
 - 短期専門家(分野:キャリアカウンセリング・ツール開発、研修計画、キャリア教育など)-必要に応じて派遣
 - ② 研修
 - 本邦研修
 - ③ 資機材
 - 必要に応じて研修に必要な資機材等

・相手国側投入

① カウンターパート人員の配置

MOL プロジェクト・ダイレクター、プロジェクト・マネジャー、業務担当官(カウンターパ ート職員)

KAFD プロジェクト・マネジャー、業務担当官(カウンターパート職員)

- ② 資機材
- オフィススペース及び研修施設(必要な資機材を含む)
- ③ 活動経費
- ヨルダン国内における機材輸送費、導入・維持管理費
- 外部条件

実施体制

- 現地実施体制
- •国内支援体制(*)

関連する援助活動

・我が国の援助活動

ヨルダンの雇用・労働セクターにおいて JICA がこれまで協力した、技術協力プロジェクト「キャリアガイダンス/雇用システム能力向上プロジェクト」(2013年~2016年)、国別研修「大学生のキャリアサポート(有償勘定研修)」(2014年8月)、国別研修「職に対する意識向上」(2009年~2011年)等のプロジェクトにおいて出された成果を最大限に活用する。具体的にはこれらの協力で研修に参加した人材や、プロジェクトで作成したガイドライン、環境整備された EO 等を活用する。また、本事業と同時期に実施される予定の「障害者の経済的エンパワメント及び社会参加促進プロジェクト」(2017~2020)と連携し、特に障害のある若年層へのキャリアカウンセリングの提供に関して協働する。

・他ドナーの援助活動

USAID の Jordan Competitiveness Program (2018 年まで)、世界銀行の Jordan Support Building Active Labor Market Program (2014 年~2017 年

6月)が実施中のほか、INJAZ、International Youth Foundation (IYF) 等の NGO が、労働省や KAFD と協力して、若年層のリーダーシップやエンプロイアビリティ強化のための活動を実施しているため、本事業では他機関による研修の情報提供や他機関が作成したツールの活用等、他機関と情報交換・連携しながら活動を行う。

(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表

技術協力プロジェクト

2019 年 03 月 16 日 現在 主管区分:本部主管案件 人間開発部

案件名 (和)労働安全衛生分野における職業訓練公社機能強化

プロジェクト

(英) Project for Capacity Development of Vocational Training Corporation in the Field of Occupational Safety

and Health

対象国名 ヨルダン

分野課題 1 社会保障-労働・雇用関係

分野課題2

分野課題3

分野分類 社会福祉-社会福祉-労働

プログラム名 自立的かつ持続的な産業振興及び雇用機会拡充

援助重点課題自立的・持続的な経済成長の後押し

開発課題 経済成長の基盤整備

プロジェクトサイト アンマン、ハカマ、アカバ

署名日(実施合意)(*) 2016年 10月 23日

協力期間 (*) 2017 年 03 月 01 日 ~ 2021 年 02 月 28 日

相手国機関名 (*) (和) 職業訓練公社 労働安全衛生センター

(英) Vocational training corporation - Occupational

safety and health institute

プロジェクト概要

• 背黒

(1) 当該国における労働安全衛生分野の開発実績(現状)と課題 ヨルダン・ハシェミット王国(以下、「ヨルダン」という。)では、社会保 障公社(SSC)の統計によると、同公社に報告されているだけで年間約 15,000件の死傷災害、うち約150件の死亡災害が発生しており、労働災 害は深刻な課題となっている。ヨルダン政府は1996年に労働法(JLL)を 制定して労働安全衛生規定を明文化し、従業員数20人以上の組織や企業 に対し、国の認定を受けた安全衛生技術者(OSH Supervisor)の採用を義 務づけた。しかし、対象企業数 3,000 社に対して資格を有する安全衛生技術者は約 300 人に留まっている。また、労働省 (MOL)・保健省 (MOH)・SSC・職業訓練公社 (VTC) はこれら 4 者からなる労働監督委員会を設置し、企業に対する抜き打ちによる訪問監督を実施しているが、限られた数の監督チームによってすべての事業所に法規を徹底させることは困難な状況にある。

このような状況を改善すべく、安全衛生管理者の認定権限を有する VTC が所管する、首都アンマンに位置する労働安全衛生センター(OSHI)では、労働安全衛生に関する研修、コンサルテーションサービス、意識向上活動などを行っているが、技術的なノウハウや資機材が不足している。また、安全衛生管理者をヨルダン全国の対象企業に配置する上で、現在の VTC の活動拠点が OSHI の 1 カ所に留まっていることに鑑みると、同組織の労働安全衛生に関する業務の質的改善に加え、面的拡大を図ることが喫緊の課題となっている。

(2) 当該国における労働安全衛生分野の開発政策と本事業の位置づけ ヨルダンの労働安全衛生関連法令は、労働法(1996年)、市民防衛法(1999年)、社会保障法(2001年)、環境保護法(2002年)、公衆衛生法(2002年)等、多数存在する。中でも重要な法令は労働法(1996年)であり、同法規則第7号は労働力規模に応じた安全衛生管理者の雇用及び安全衛生委員会の設置を、同法規則第56号は労働監督官の資格及びその業務を定めているが、前項で述べた通り、これらの規則は必ずしも順守されていない。

VTC の運営方針に関しては、2015 年に「VTC 戦略計画(VTC Strategic Plan)2015-2024」が定められ、労働安全衛生に関する研修は、VTC が提供する職業訓練等 4 種の主要な研修のひとつに位置づけられている。また、VTC の地方展開は同戦略計画の基本方針であり、OSHI の強化は同戦略計画が掲げる 40 のプロジェクトのひとつである。なお、同戦略計画は、国家レベルの社会・経済開発 10 ヵ年計画「Jordan 2025: A National Vision and Strategy」(2014)に則ったものである。本プロジェクトは、これら関連法令の一層の順守並びに国家開発計画の目標達成を実現するための関係機関の能力向上を目指すものである。

(3) 労働安全衛生セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績本事業は我が国の「対ヨルダン国別援助方針」(2012年)の重点分野(中目標)の「自立的・持続的な経済成長の後押し」における「産業界のニーズに対応した質の高い人材の育成、労働市場とのマッチングの強化、雇用

吸収力が高い中小企業の育成」を実現するべく、労働安全衛生の側面から 職場の環境整備並びにそのための人材育成を行うものであり、我が国の援 助方針とヨルダン側の意向は合致している。

JICA はヨルダンにおいて、労働安全衛生分野の協力実績を有していないが、VTCをカウンターパートとした技術協力プロジェクト「職業訓練技術学院プロジェクト」(1997年~2002年)及び「職業訓練マネジメント強化プロジェクト」(2006年~2011年)の実績がある。職業訓練マネジメント強化プロジェクトでは、企業ニーズに合致した訓練コースを提供できるVTC運営モデルを確立し、それを地域の職業訓練センター(VTI: Vocational Training Institute)に導入することにより、「一定程度 VTC の訓練実施能力を向上させることができた」と評価されている。

(4) 他の援助機関の対応

ヨルダンの労働安全衛生に関しては、国際労働機関(ILO)が主に MOL をパートナーとして支援を行ってきており、「ヨルダン国家労働安全衛生プロファイル(The National Occupational Safety and Health Profile of the Hashemite Kingdom of Jordan)」(2006年)の2016年度改訂版を作成中である。また労働安全衛生を含む労働法の修正条項を構想中である。さらには、労働監督官の増員や、Better Work Program を通じた労働市場の活性化と労働環境の改善など、積極的な支援を行っている。

また、アメリカ合衆国国際開発庁(USAID)は 2014 年から 2019 年の予定で WFDP(Workforce Development Project) を実施している。VTC 内にプロジェクト事務所を構え、研修カリキュラム改善、研修機材供与、研修指導員養成(TOT)など労働安全衛生に関する支援を行っている。ただし、その目的は雇用促進であり、本事業が意図する労働災害の減少とは目指すところが異なっている。

これらの援助機関の活動に関しては、本事業との重複を避け、連携を図ることによって相乗効果を期待することが可能であり、その旨、現地調査中にこれら援助機関と協議を行い、合意を得ている。

• 上位目標

アンマン、イルビッド、アカバにおける企業の労働災害防止のための労働 安全衛生管理が向上する。

・プロジェクト目標

VTC の 3 つの職業訓練センター(OSHI、VTI ハカマ、VTI アカバ)の労

働安全衛生に係る①研修、②技術・管理コンサルテーション、③意識向上 に関するサービスが強化される。

・成果

成果 1: VTC の 3 つの職業訓練センター(OSHI、VTI ハカマ、VTI アカバ)の労働安全衛生に係る研修能力が向上する。

成果 2: 同 3 職業訓練センターの労働安全衛生分野の技術・管理に関するコンサルテーション能力が向上する。

成果3:同3職業訓練センターの労働安全衛生意識向上に関する能力が向上する。

活動

- 1-1 安全衛生管理者研修**の内容を見直し(TNA, ONA) 改善する。
- 1-2 改訂された安全衛生管理者研修のための指導員研修(TOT)プログラムを策定し、講師用指導書を作成する。
- 1-3 講師用指導書を用いた指導員研修 (TOT) を通じて、改訂された安全 衛生管理者研修のための講師を養成する。
- 1-4 パイロット研修を行って改訂版安全衛生管理者研修を最終化し、VTC の 3 つの職業訓練センター(OSHI、VTI ハカマ、VTI アカバ)における一般向け研修を開始する。
- 1-5 労働基準監督官(OSH Inspectors)のための基礎的研修プログラムを 実施する。
- 2-1 現在提供しているサービスおよび産業界のニーズ調査に基づき、優先度の高い技術・管理コンサルテーション・サービスを特定する。
- 2-2 講師に必要な能力を特定したうえで、選定したパイロット企業を対象 に OJT を行う。
- 2-3 企業の労働安全衛生を促進するために、産業界に対する技術・管理コンサルテーションサービスの広報を強化する。
- 3-1 労働安全衛生意識向上のため活動(セミナー、ワークショップ等)および資材(ポスター、パンフ、冊子、DVD、ウェブサイト、SNS等)を特定する。
- 3-2 労働安全衛生意識向上のための資材を開発および改善する。
- 3-3 関係する VTC 職員の能力強化のために、セミナー・ワークショップ 等の労働安全衛生意識向上活動を行う。

・投入

· 日本側投入

①専門家

【長期】チーフアドバイザー/労働安全衛生、プロジェクト業務調整 【短期】リスクアセスメント、測定及び評価(M&E)、労働安全衛生管 理システム等(各複数名)

- ②本邦研修(リスクアセスメント、測定及び評価(M&E)、労働安全衛生管理システム、労働安全衛生意識向上等)
- ③機材(OSH 研修の講義及び実習に必要な基本的機材)
- ④その他の経費(在外事業強化費

·相手国側投入

①カウンターパートの配置

プロジェクト・ディレクター (VTC 技術担当副総裁)

プロジェクトマネージャー(VTC 訓練拠点担当副総裁)

共同マネジャー(VTC 計画・国際協力部長、OSHI 所長、VTI ハカマ 所長、VTI アカバ所長)

VTC 業務調整 (組織開発課長、国際協力課長)

その他カウンターパート

- ②パイロット研修実施費用
- ③施設・機材 (プロジェクト事務所およびプロジェクト実施に必要な施設)
- ④プロジェクトに係る現地経費(プロジェクトオフィスの光熱費、カウンターパートの移動に係る交通費・宿泊費・日当等)

• 外部条件

- 1)訓練されたマスタートレーナーおよび研修講師がその職に留まる。
- 2)OSHI、VTI ハカマ、VTI アカバにおける研修講師の数が急激に減少しない。
- 3)プロジェクトによる供与機材のための維持管理体制および維持管理担 当職員が VTC によって配備される。
- 4)企業が作業場所における労働安全衛生の確保と改善のために安全衛生管理者を雇用する。

実施体制

• 現地実施体制

•国内支援体制(*)

関連する援助活動

- ・我が国の援助活動 特になし
- ・他ドナーの援助活動

ILOによる労働法の改訂に関しては、その推移を見守り本事業への影響を 見極める、USAIDに関しては VTC の研修カリキュラムの改訂において協 調するなど、緊密なコミュニケーションと調整が求められる。

(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表

個別案件(第三国研修) 2020 年 7 月 29 日 現在

主管区分:在外事務所主管案件

ヨルダン事務所

案件名 (和)パレスチナ向け「電力」フェーズ3

(英) Capacity Building and Technical Skills Improvement

on Electricity for Palestine Phase 3

対象国名 ヨルダン パレスチナ

分野課題 1 資源・エネルギー-エネルギー供給

分野課題 2 南南協力-南南協力

分野課題3

分野分類 エネルギー-エネルギー-電力

プログラム名 周辺地域の安定化促進

援助重点課題 地域の安定化

開発課題 周辺地域の安定化促進

プロジェクトサイト アンマン

署名日(実施合意)(*)

協力期間 (*) 2018 年 11 月 21 日 ~ 2021 年 03 月 31 日

相手国機関名 (*) (和) ヨルダン電力公社

(英) National Electric Power Co.

プロジェクト概要

• 背景

The electricity is a vital sector in civil society and economic activities in Palestine.

- 1) Electricity generation and transmission in Palestine depends on Israel which export 80-90% of the total consumption and one third of consumption is generated in Gaza and the rest are imported from Egypt and Jordan.
- 2) The electricity sector in Palestine is managed by Palestinian energy and Natural Resource Authority (PENRA) and other distribution and transmission companies in each area.

It is given high priority for operation and maintenance of the transmission lines and distribution network in Palestine including laws and regulations, administration and management system. Training system for development of human resources is important for the future power development.

• 上位目標

To strengthen capacity of human resources of transmission and distribution in electricity sector

・プロジェクト目標

To enhance teaching capabilities such as planning, management, designing, operation and maintenance

・成果

Teaching skills and kowledge for planning, training of trainers management, designing will be improved

活動

The proposed training course is TOT for transmission and distribution engineers and/or technicians and it's contents will be formulated based on the discussion between Palestinian Energy and National Resources Authority (PENRA), NEPCO and JICA in the beginning of every fiscal year such as below;

- 1-Communication skills basics.
- 2-Psychology understanding of adult learning principles.
- 3-Training needs analysis and assessment from performance gap to objectives.
- 4-Framework for designing a successful training session/ course.
- 5-Guidance in writing the objectives and creating a measurable assessment/ evaluation process.
- 6-Practice in delivering a training session / course utilizing the suitable visual aids options and most appropriate participants seating.
- 7-Training evaluation process and techniques (pre-training, during training and post training)

・投入

· 日本側投入

Invitation cost(transportation, per-diem, insurance, accommodation) and 70-85% of the training cost owned by JICA based on the Japan-Jordan Partnership Program

- 相手国側投入15-30% of the training cost
- 外部条件

実施体制

• 現地実施体制

National Electric Power Company (NEPCO), is responsible to design and implement training courses.

NEPCO has been conducting training course for Palestine, Iraq, Yemen, etc.

•国内支援体制(*)

関連する援助活動

- 我が国の援助活動
 - 1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA

1984 年一1991 年 技術協力プロジェクト「電力訓練センタープロジェクト」

2004年-2005年 技術協力プロジェクト「電力公社電力訓練センター改善プロジェクト」

2012年-2014年 技術協力プロジェクト第三国研修パレスチナ向け特設 「電力」

2015 年-2017 年 技術協力プロジェクト第三国研修パレスチナ向け「電力」フェーズ 2

- 2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc.
- ・他ドナーの援助活動

(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表

個別案件(第三国研修) 2018 年 12 月 17 日 現在

主管区分:在外事務所主管案件

ヨルダン事務所

案件名 (和) イラク向け送電分野人材能力向上

(英) Capacity Building and Skills Improvement on

Electricity for Iraq

対象国名 ヨルダン

分野課題 1 資源・エネルギー-エネルギー供給

分野課題2

分野課題3

分野分類 エネルギー-エネルギー-電力

プログラム名 周辺地域の安定化促進

援助重点課題 地域の安定化

開発課題 周辺地域の安定化促進

プロジェクトサイト ヨルダン(アンマン)

署名日(実施合意)(*)

協力期間 (*) 2017 年 05 月 17 日 ~ 2020 年 03 月 31 日

相手国機関名(*) (和) ヨルダン電力公社、イラク電力省、クルド電力省

(英) National Electric Power Company (NEPCO), Ministry of Electricity, Iraq, KRG Ministry of Electricity

プロジェクト概要

• 背黒

イラクでは、発電所の建設とそれに応じた送変電・配電の各設備の整備を 急務としているものの、依然として全国的に電力供給は不安定な状態にあ る(国全体の電力需要約16,000~18,000MWに対し供給能力 は約14,000MWにとどまっている)。そのため、さらなるインフラ 整備(大型の火力発電所建設や老朽化した発送配電施設の更新等)が求め られている他、整備された施設が適切に維持管理されることも必要であ る。

• 上位目標

イラク全体の送配電事業におけるオペレーションとメンテナンスの実施 能力が向上する。

・プロジェクト目標

本研修により能力を向上させたイラク電力省およびクルド電力省スタッフが、その技術や知識をイラク国内で普及する。

成果

イラク電力省およびクルド電力省スタッフが、送配電分野におけるオペレーションとメンテナンスに関する知識と普及方法に関する技術および知識を習得する。

活動

送配電分野に関する事項を中心にヨルダン側実施機関が研修(講義、現場 視察、実践、グループディスカッション)を実施する。なお、研修で扱う 事項の絞り込みについては年度毎に相手国機関と協議を行い決定する。

・投入

• 日本側投入

受入諸費(航空賃、宿泊費等) 研修諸費(講師謝金、現地傭人費、教材費等)の70~85%

・相手国側投入 研修諸費(講師謝金、現地傭人費、教材費等)の15~30%

• 外部条件

ョルダン政府による出入国管理の運用変更がイラク人研修生のヨルダン 入国に影響を与えないこと。

イラクの治安状況が研修員の移動を阻害する程度にまで悪化しないこと。

実施体制

• 現地実施体制

研修実施にあたり、ヨルダン電力公社(NEPCO)が講師確保、現場施設のアレンジを行うことになるが、国際サービス・投資局(International Services and Investment Department)に設置されているプロジェクト管理課(Projects Section)がその調整を担うことになる。

•国内支援体制(*)

関連する援助活動

- ・我が国の援助活動
 - 1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA (実施中円借款)
 - ・アルムサイブ火力発電所改修事業
 - ・電力セクター復興事業
 - ・デラロック水力発電所建設事業
 - ・電力セクター復興事業フェーズ2(過去の第三国研修)
 - ・電力分野における組織制度改善人材能力向上フェーズ1(2008~2010年度)
 - ・電力分野における組織制度改善人材能力向上フェーズ2(2011~2013年度)
 - ・電力分野における組織制度改善人材能力向上フェーズ3(2014~2016年度)

(過去の無償資金協力)

- ・サマーワ大型発電所建設計画等
- ・他ドナーの援助活動

(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表 (研修)

対象国名 ヨルダン

実施国名※

実件名 技術教育向上のための指導員能力向上(ハイブリッドカー 案件名 スター・スター・ファイン

及び電気自動車メンテナンス)

Capacity Development of Trainers for Maintenance 案件名(英)

Engineer of Hybrid and Electric car

相手国機関 バルカ応用大学

相手国機関(英) Al-Balqa Applied University

実施期間 2019/04/01 ~ 2021/03/31

ョルダンでは天然資源が限られており、エネルギーの殆どを輸入に依存している。ヨルダン政府は、2007年に「ヨルダン国家エネルギー戦略計画」を発表し、エネルギー供給のうち再生可能エネルギーが占める割合を 2020 年までに10%にすることを目標に設定した。

ヨルダン政府は 2008 年にハイブリッドカー(HV)に対する免税措置を初めて導入し、その後電気自動車(EV)に対する税の優遇措置も取られ、結果的にヨルダン国内では多くの HV 及び EV が利用されるようになった。実際に、2017年の HV 入荷台数は 37,454台と、通常のガソリン車両の新規入荷台数(33,713台)を上回っており、同年の新規入荷 EV 台数も 5,950台となっている。その後、ヨルダン政府の財政逼迫の影響を受けて HV/EV に対する免税措置が撤回されたため、近年の HV/EV の新規登録台数は落ち込んでいるものの、既に購入された多くの HV/EV は依然として広く利用されている。

他方、ヨルダン国内のHV/EVのメンテナンス技師の養成は質・量ともに不十分であり、同分野の人材育成の拡大が急務となっている。また、ヨルダンの人口の7割は35歳未満と若く、若年層の失業率は37.2%(2018年)と中東北アフリカ地域の平均(26%)を大きく上回っており、若者の高い失業率はヨルダンの大きな社会問題となっており、技術教育の制度としての強化と、トレーナーの再教育の必要性などは国家人材開発戦略にも謳われている。

かかる状況への対応のために、ヨルダン政府は日本政府に

要請背景

目的

技術教育向上のための支援を要請し、JICA が 2019 年度から 2020 年度にかけて研修事業を実施することとなった。 ヨルダンの大学講師が日本において HV/EV メンテナンス に関わる最新の技術や知見を学ぶことにより、ヨルダン国 内の技術教育の質を高めるとともに能力の高いメンテナ ンス技師の数を増やし、若年層のスキル向上及び雇用可能 性(エンプロイアビリティ)を伸ばすもの。

- (1)日本の民間企業にて採用されている HV/EV 整備関連の技術・知見に関する、ヨルダン人大学講師の理解が深まる。
- (2)日本の高等教育機関における HV/EV メンテナンス 分野の教授法に関し、ヨルダン人大学講師の理解が深ま る。
- (3)研修を受けた大学講師が、日本で得た知見を各校での授業に取り入れる。
- (4)上記講師による指導を受けた学生の技術や知見が高まり、雇用可能性(エンプロイアビリティ)が高まる。2019年度、2020年度に1回ずつ訪日研修を実施する(各回8名の研修員が参加予定)。各回ともに、中日本自動車短期大学(NAC)、三菱自動車工業(MMC)岡崎研修センター及びいすゞ自動車藤沢工場の協力を得て研修を実施する。研修員は、ヨルダン帰国後に成果発表会を実施し、関係者に知見を共有の上で今後の各自の講義計画について発表を行う。

協力内容

期待される成果

※第三国研修の場合、開催国を記載

案件概要表

個別案件 (専門家) 2019 年 09 月 3 日 現在

主管区分:在外事務所主管案件

ヨルダン事務所

案件名 (和)遺跡観光開発アドバイザー

(英) Heritage Tourism development Advisor

対象国名 ヨルダン

分野課題 1 民間セクター開発-観光

分野課題2

分野課題3

分野分類 商業·観光-観光-観光一般

プログラム名 自立的かつ持続的な産業振興及び雇用機会拡充

援助重点課題 自立的・持続的な経済成長の後押し

開発課題 経済成長の基盤整備

プロジェクトサイト ヨルダン全土

署名日(実施合意)(*)

協力期間 (*) 2016年 01月 26日 ~ 2019年 09月 25日

相手国機関名 (*) (和) 観光遺跡省

(英) Ministry of Tourism and Antiquities

プロジェクト概要

・背景

天然資源が乏しいヨルダンにとって観光業は貴重な外貨獲得源の一つであり、同国における経済成長及び雇用創出の牽引役としての役割が期待されている。

日本は、円借款事業「観光セクター開発プロジェクト」(1992-2011)、無償資金協力「ペトラ博物館建設計画」(2014-2018)をはじめ、技術協力プロジェクト「サルト市における持続可能な観光開発プロジェクト」(2012-2015)、「コミュニティ重視型のペトラ地域観光開発プロジェクト」(2015-2020)等を通じて、ヨルダン国内の様々な地域(死海、カラク、サルト、アンマン、ペトラ)の観光振興を支援してきた。

本アドバイザーは、我が国がこれまでの対ヨルダン協力において築いてきた物理的なアセット及び各機関とのネットワークの有効活用を図りつ

つ、ペトラ、死海といった「点」だけではなく、ヨルダン全体としての「面」 的広がりを持ったプロモーション活動を進めていくための必要な知見を 提供するものである。

• 上位目標

地域、自然環境、文化遺産に基づいた持続的な遺産観光が地元コミュニティの参加の下で促進される。

・プロジェクト目標

ョルダンの国家全体の観光推進に係る関係機関のネットワークが強化され、観光プロモーション政策の立案、実施に必要な体制が整備される。

• 成果

- 1. ヨルダン観光プロモーションを実施する上で連携が必要な他の関係機関とのプラットフォームが構築され、機関間のネットワークが強化される。
- 2. プロモーション改善案が検討される共に、プロモーションマテリアルが作成される。
- 3. JICA の協力により支援された各観光施設・サイトが有効的に活用されると共に、観光開発における技術協力事業の成果が反映される。

活動

観光遺跡省と共に、以下の活動の実施推進を支援する。

- 1. 関係機関との連携強化及び国全体の観光プロモーション方針の策定 1-1 ヨルダン国全体の観光プロモーション策を検討するに当たり、プロモーションに携わる他の機関(ヨルダン政府観光局、各地域の開発公社、旅行代理店協会等)とのネットワーク強化の方策(プラットフォームの構築等)について検討、助言する。
- 1-2 ヨルダン国全体の観光プロモーション方針案及び実施運営計画を策定する。
- 1-3 観光客の増加の為、イスラエル、パレスチナとヨルダンを繋ぐ「観光回廊」をはじめとする域内観光振興に向けたプロモーション案を検討する。
- 1-4 国内外で開催される観光プロモーションセミナー等の情報を収集し、関係機関の参加を促進する。
- 2. プロモーション改善案の検討及びプロモーションマテリアルの作成

- 2-1 ヨルダン国内の観光サイトをより良く知ってもらうため、国全体 及び各サイトの紹介方法の改善策を検討する。
- 2-2 ヨルダン国全体の観光プロモーションに必要な広報媒体(地図、 パンフレット、ガイドブック、ウェブサイト等)を作成する為の支援を行 う。
- 2-3 対象地域・国別にプロモーション戦略を立て、実施する。
- 3. JICA の協力により支援された各観光施設・サイトの有効活用、観光開発における技術協力事業の成果発現
- 3-1 無償資金協力「ペトラ博物館建設計画」により整備した博物館の 開館支援、及び技術協力プロジェクト「コミュニティ重視型のペトラ地域 観光開発プロジェクト」の実施管理、助言を行う。
- 3-2 JICA が実施済み (実施予定) の案件を活用した、ヨルダン観光モデルルートの開発・提言活動を行う。(対象案件: 円借款事業「観光セクター開発プロジェクト」対象サイト (ラガダン・バスターミナル、ヨルダン博物館、死海、カラク、サルト等)、技術協力事業「サルト市における持続可能な観光開発プロジェクト」等)。
- 3-3 必要に応じ、JICA の技術協力事業「サルト市における持続可能な観光開発プロジェクト」、「コミュニティ重視型のペトラ地域観光開発プロジェクト」のヨルダン国内の他地域での応用可能性につき検討し、観光遺跡省に対して助言を行う。

・投入

- · 日本側投入
 - •長期専門家1名
 - 在外事業強化費
- ·相手国側投入

観光遺跡省が下記項目について対応予定

- カウンターパートの配置
- ・専門家の執務スペースの提供
- ・活動に必有な機材の免税手続き措置及び当該機材の関係機関への配 布

• 外部条件

治安が安定し、観光客を受け入れる環境が継続すること。

実施体制

• 現地実施体制

The Ministry of Tourism and Antiquities is the main institution for administering, managing and guiding government of Jordan tourism sector policy and strategy. Its role is primarily that of enabler and facilitator to deliver public policy for tourism. For instance, it issues licenses, organizes the grading of accommodation, and upgrades the physical infrastructure of tourism sites.

·国内支援体制 (*)

関連する援助活動

- 我が国の援助活動
 - 1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA
 - 開発調査「ジョルダン国観光開発計画調査」(1994-1996)
 - ・円借款事業「観光セクター開発プロジェクト」(1992-2011)
 - 技術協力プロジェクト「博物館を通じた観光振興」(2004-2007)
 - ・技術協力プロジェクト「サルト市における持続可能な観光開発プロジェクト」(2012-2015)
 - ・個別専門家「文化遺産・観光開発アドバイザーアドバイザー」(2013-2015)
 - ・技術協力プロジェクト「コミュニティ重視型のペトラ地域観光開発プロジェクト」(2015-2018)(予定)
 - ・無償資金協力「ペトラ博物館建設計画」(2014-2018)(予定)
 - ・フォローアップ協力「サルト市における持続可能な観光開発プロジェクト」(2016-2017)
- ・他ドナーの援助活動
 - ・USAID「Siyaha Project」観光商品開発、観光業の雇用市場開拓、マーケティングに関する協力プロジェクト
 - USAID「Distinctive Destination Project」(2016-2018)(予定)
 - ・世銀 サルト、アジュルン等の地域の観光関連し施設のリハビリテーション

(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表

1. 案件名

国 名: ヨルダン・ハシェミット王国

案件名: 和名 コミュニティ重視型のペトラ地域観光開発プロジェクト

英名 The Project for Community-based Regional Tourism

Development in Petra Region

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における観光セクター/ペトラ地域の開発実績(現状)と課題

ヨルダン・ハシェミット王国(以下、「ヨルダン」という。)には、観光資源としてローマ時代、十字軍、オスマン時代などの文化遺産が豊富に存在しているだけでなく、死海をはじめとする固有の自然景観にも恵まれている。そうしたヨルダンにおける観光業は、GDPの12.3%(2013年、ヨルダン中央銀行)を占め、構造的な貿易赤字を抱える同国にとって外貨獲得のための主要産業となっている。また、失業率が12.6%(2013年、ヨルダン政府統計局)である同国において、ヨルダン国内の失業者の66.3%(2013年、ヨルダン政府統計局)を占める青年層(39歳以下)の雇用の受け皿として成長が期待されている。

ペトラは、そうしたヨルダンが誇る世界遺産のひとつであり、同国への年間 訪問者数約730万人(2013年、ヨルダン政府統計局)のうち約61万人(2013年、ヨルダン政府統計局)が訪れる最大の観光地のひとつである。しかし、同地は遺跡観光が中心であり、遺跡以外に観光客をひきつける地域環境の整備が不十分であるため、多くの観光客はペトラにおける滞在時間が非常に短い。また、中東地域の政治変動による周辺国の不安定化によって、ヨルダンへの観光客は大きく減少しており、観光客一人当たりの経済効果を増大させるための方策が必要となっている。そこで、ペトラ地域で観光業による経済効果をより大きくするために、魅力的な環境整備や地域開発に関わる行政職員の人材育成に取り組むことが課題となっている。

このような状況下、我が国は無償資金協力でペトラ地域における集客地点として同地域の歴史を紹介する博物館の建設支援を行うことを決定し、2014年3月に贈与契約を締結した。これに加えヨルダン政府は、同博物館の運営や、ペトラ地域の総合的な開発に携わる人材の育成を目的とした技術協力を我が国に要請した。

(2) 当該国における観光セクター/ペトラ地域の開発政策と本事業の位置づけ

ョルダンの国家開発計画である Executive Development Program 2011-2013 において、観光分野はヨルダンの経済成長の柱の一つに位置付けられている。その目標の一つとして、観光商品の多様化、遺跡保存、住民を巻き込んだ遺跡保全の重要性に対する意識改革の促進などが盛り込まれている。また、2011 年~2015 年を対象年次とした国家観光戦略においても、観光振興のための拠点の整備、環境整備として位置づけられる。

なお、本事業は、ペトラ開発観光局 (Petra Development and Regional Tourism Authority:以下、「PDTRA」という。)が 2011 年に策定したペトラ地域の開発マスタープラン(The Strategic Master Plan for Petra Region)で定められた地域開発戦略の実施を促進するものと位置づけられる。

(3) 観光セクター/ペトラ地域に対する我が国の援助方針と実績

我が国は、「自立的・持続的な経済成長の後押し」を対ヨルダンの国別援助方針の重点分野(中目標)と位置付け、開発課題「経済成長の基盤整備」のもと、「自立的・持続的な産業振興と質の向上」プログラムにおいて観光業の振興を支援しており、本事業は我が国の援助方針に合致する。

なお、これまでの主な我が国の支援実績としては、実施中の無償資金協力「ペトラ博物館建設計画」に加え、有償資金協力「観光セクター開発事業」(1999年円借款貸付契約調印から 2011年貸付完了)、円借款附帯プロジェクト「サルト市における持続的な観光開発プロジェクト」(2012年~2015年)、専門家派遣(2007年~2015年)その他にボランティア派遣等がある。

(4) 他の援助機関の対応

USAID によるペトラ遺跡保全・地域社会への資金援助・啓発活動等の支援、世界銀行による観光ルート計画支援、UNESCO によるシーク(遺跡入り口の狭い峡谷)の保全支援、UNDP によるペトラ地域の生物多様性にかかる支援などが行われている。

我が国の支援によるペトラ博物館に隣接する場所に、USAID が設計を支援したビジター・センター (Visitor Center:以下、「VC」という。) がある。VC とペトラ博物館は相互補完的な役割を担い、ペトラ地域の魅力の向上に寄与する計画である。

3. 事業概要

(1) 事業目的(協力プログラムにおける位置づけを含む)

本プロジェクトはヨルダン国の観光産業振興で中心的役割を担うペトラ地域において、観光/地域開発を担当する PDTRA 職員の能力強化により、観光開発

による地域振興を推進することを目的とする。ペトラ地域の開発とともに博物館の開館を支援するものであり、「自立的・持続的な産業振興と質の向上」プログラムの中で、無償資金協力事業「ペトラ博物館建設計画」との相乗効果が図られる。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ョルダン国ペトラ地域の6コミュニティ (Wadi Musa, Taybeh, Umm Sayhoun, Baidha, Rajif, Dlagha)

(3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

能力強化の直接裨益者は、実施機関となる PDTRA 職員であり、間接的な裨益者としてプロジェクトに参加する地域住民、最終的裨益者にはペトラ地域を訪問する旅行者も含まれる。

- (4) 事業スケジュール(協力期間) 2015年11月~2020年3月(4年4か月)
- (5) 総事業費(日本側)
- 4.1 億円
- (6) 相手国側実施機関 PDTRA
- (7) 投入 (インプット)
 - 1) 日本側

【専門家派遣】

- A) 総括/地域観光開発
- B) 組織体制強化/能力開発/モニタリング
- C) 観光マーケティング/プロモーション
- D) 博物館運営
- E) 展示コンテンツ開発
- F) 映像コンテンツ開発
- G) コミュニティ開発/社会配慮
- H) 業務調整/資材調達

【機材】ペトラ博物館の開館とソフトコンテンツ制作に必要な映像関連機

材

- A) ビデオカメラ
- B) スチールカメラ
- C) 写真撮影機材 (照明、机、土台)
- D) PC
- E) データ編集用ソフト
- F) プリンター

- G) 温湿度計
- H) 照度計

【現地活動費用】

【日本及びヨルダン国内での研修費用】

【日本国内における支援委員会の設置】

2) ヨルダン国側

【カウンターパートの配置】

【プロジェクト運営管理費用】オフィススペース、電気、水道、電話、インターネット環境

【機材】カウンターパートが業務上で必要な機材、消耗品

- (8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発
 - 1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転
 - ① カテゴリ分類: C
 - ② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

③ 環境許認可

本プロジェクト活動に係る環境影響評価(EIA)報告書は、同国国内 法上作成が義務付けられていない。

④ 汚染対策

本事業の活動では、水質や土壌の汚染は想定されていない。

⑤ 自然環境面

本プロジェクトによる自然環境への望ましくない影響は、限定的で最 小限であると想定される。

⑥ 社会環境面

本事業では、用地崇徳や住民移転は想定されていない。

⑦ その他・モニタリング

プロジェクト活動の進捗モニタリングは、合同調整員会(JCC)により行われる。

2) ジェンダー平等推進・平和構築・貧困削減

ジェンダーと本プロジェクトとの関連として、パイロットプロジェクトでは地元料理、手工芸、民芸品や陶器の製作、など女性が主体の活動の商業化も予定されている。これら女性が活躍できる活動では、収入創出活動で見据えた女性向けの能力強化研修などを積極的に検討する。

3) その他

特になし

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

2014 年 3 月に無償資金協力「ペトラ博物館建設計画」の贈与契約を締結した。2016 年中の完工を予定。

また、専門家派遣(博物館運営、観光開発等)が 2007 年より継続して行われており、2015 年現在は「文化遺産・観光開発アドバイザー」が派遣されている。

2) 他ドナー等の援助活動 上記 2.(4)に記載のとおり。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標

目標:ペトラ地域でコミュニティ重視型の地域/観光開発が持続的に実施される。

指標:地域住民や環境客の満足度。

プロジェクトで新たに開発された観光活動による、観光産業への 地域住民の参画や向上した収入の程度。

2) プロジェクト目標と指標

目標:コミュニティ重視型の持続的な地域/観光開発を行うための PDTRA の実施能力が強化される。

指標: PDTRAにより、プロジェクトで策定された戦略や計画書、実施された活動の数。

プロジェクトの前後における、PDTRAによる観光開発と地域開発の能力強化とその度合い。

関係者の観光開発と地域開発に対する意識やオーナーシップの変化とその程度。

3) 成果

- 1. 地域/観光開発を実施するためのステークホルダーの連携体制が構築される。
- 2. 観光プロモーション計画を策定し、実施する能力が促進される。
- 3. 地域住民を巻き込んで観光商品を計画し、実施する能力が強化される。
- 4. ペトラ博物館の開館時に必要な博物館機能が確立する。

4) 活動

- 1-1 関係機関の役割と責任を定義する。
- 1-2 ステークホルーダー間での調整メカニズムを構築する。(住民コミュニティ、共同体グループ、旅行業者組合、NGO 等など)
- 1-3 調整メカニズムのモニタリングと評価を行う。
- 2-1 観光プロモーションにかかる現状分析を実施する。
- 2-2 新市場(アジア、中東、中南米) 開拓を含む観光プロモーション計画を立案する。
- 2-3 ペトラのブランド戦略を立案する。
- 2-4 投資プロモーションに必要なマテリアルを作成する。
- 2-5 観光プロモーションに必要なマテリアル (ウェブサイト、ガイド、 映像、イベントカレンダーなど) を作成する。
- 2-6 観光プロモーションキャンペーンを立案する。
- 2-7 ペトラを映画業界にプロモートする。
- 2-8 観光プロモーションの人材育成計画を作成する。
- 2-9 計画の進捗モニタリング及び評価を実施する。
- 3-1 観光商品の多様化を図る計画を立案する。
- 3-2 ペトラ遺跡内の魅力を高めるために散策コースのマップ及び必要なマテリアルを作成する。
- 3-3 ペトラ博物館を含む観光ルートを提案する。
- 3-4 歴史景観地区エルジービレッジ でカルチャーセンターを計画し、 必要な活動をパイロットとして実施する(地元料理、芸能、工芸、 フェスティバル)。
- 3-5 観光/地域開発に関する統計データベースを構築する。
- 3-6 計画の進捗モニタリング及び評価を実施する。
- 4-1 ビジョン、ミッションを策定する。
- 4-2 運営、マネジメント規則を策定する。
- 4-3 各博物館職員の職務分担を作成する。
- 4-4 ビジターセンターとペトラ博物館の役割分担を明確にする。
- 4-5 展示と説明資料 (グラフィック、ラベル、パネル、マウンティング、 レプリカ) を制作する。
- 4-6 展示コンテンツ(デジタルサイネージ、映像など)を制作する。
- 4-7 運営、メンテナンス、教育ガイドに関する職員研修を行う。

- 4-8 パンフレットを制作する。
- 4-9 博物館の展示計画の見直し・最終化を行う。
- 4-10 遺物に必要なクリーニング・補修を特定し作業に取り組む。
- 4-11 遺物に必要なドキュメンテーションを特定し作業に取り組む。
- 4-12 遺物に必要な移動作業を特定し作業に取り組む。
- 4-13 博物館内の照明環境を改善する。
- 4-14 博物館の展示内容にかかる補足資料を作成する (バナー、ガイドブック等)
- 4-15 ミュージアムショップ開店にかかるコンセプトと計画策定を行い、計画に沿った準備作業に取り組む。
 - 4-16 博物館運営にかかる活動計画の策定と同計画のモニタリングを行う。
 - 4-17 博物館の広報活動にかかる課題を特定し、改善案について合意する。

5)プロジェクト実施上の留意点

- ・プロジェクトの基本戦略として、PDTRA職員の業務実施能力の強化をプロジェクトの主眼とし、結果として観光産業からペトラ地域への恩恵を増やす機会を増やし、地域開発を行う。
- ・地域への経済的効果の増大と持続的な観光・地域開発を図るため、地域住 民のプロジェクトへの参画を促し、パイロットプロジェクト等を通して能 力強化と商業化、生計向上を行う。
- ・博物館の開館を目指した体制整備では、日本人専門家による役務提供的な 支援活動にならないよう、また必要以上に機材許与を期待されることが無 いよう、双方の技術協力の役割分担を明確にし、プロジェクトを円滑に推進 する。
- ・協力対象地で、長年支援活動を行ってきた USAID とのコミュニケーション を緊密にし、他のドナーの活動との補完的な活動を行い、シナジー効果を 高めるようにする。

5. 前提条件 • 外部条件

(1) 前提条件

- ・プロジェクトサイトで、地域コミュニティーグループや関係者間で深刻な 軋轢が存在しない。
- ・プロジェクト実施に影響するような、戦争、テロリズムや自然災害など、 重大事件や、急激な悪い変化が起こらない。
- 予想される関係者がプロジェクト活動に参加する。
- ・プロジェクトのカウンターパートが計画通り配置される。

- ・PDTRA がプロジェクト経費の一部を負担する。
- (2) 外部条件(リスクコントロール)
 - 1)成果達成のための外部条件
 - ・プロジェクトサイトにおいて、安全上の問題が生じない。
 - ・政府が、観光目的地としての、ペトラの重要性を維持する。
 - ・関係者がプロジェクトに参加する。
- 2)プロジェクト目標達成のための外部条件
- ・ヨルダン国を訪問する観光客数が維持される。
- ・PDTRAの財源(観光客からの収入)が適切に維持される。
- 訓練された職員が組織で活動を続ける。
- ・プロジェクトサイトで、地域コミュニティーグループや関係者間で深刻な 軋轢が生じない。
- 3)上位目標達成のための外部条件
- ・ヨルダン国を訪問する観光者数が維持される。
- ・PDTRAの財源(観光客からの収入)が適切に維持される。
- 訓練された職員が組織で活動を続ける。

6. 評価結果

本事業は、ヨルダン国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

観光を通じた地域振興にかかる案件では、ヨルダン国「サルト市における持続可能な観光開発プロジェクト」(2012年~2015年)では、地域コミュニティーが参加し裨益者となることが観光・地域開発には不可欠との教訓を得ている。

「パレスチナ官民連携による持続可能な観光振興プロジェクト」(2009 年~2012年)では官民一体となって観光開発を進めることが重要であることや、ブルガリア国「カザンラク地域振興計画プロジェクト」(2004 年~2007年)では、地域の観光振興には行政や官民が恒常的な実施体制を整備することが望ましいとの教訓を得ている。また、ドミニカ共和国「官民協力による豊かな観光地域づくりプロジェクト」(2009 年~2013年)において、官民の関係機関(者)が

連携し、地域の発展に結びつけることが重要との教訓を得ている。

博物館の体制整備にかかる案件としては、ヨルダン国の「博物館活動を通じた観光振興プロジェクト」(2004 年~2007 年) や、(国立) ヨルダン博物館建設の無償資金援助では、同国の死海博物館、カラク考古博物館、サルト歴史民俗資料館、ヨルダン博物館、の建設、改修事業や運営への支援を行い、ヨルダン国においては博物館開館のための展示準備作業が遅れ、開館自体も遅れることが多いので、映像等の展示関連作業の支援が重要であるとの教訓を得ている。

(2) 本事業への教訓

観光を通じた地域開発を推進するため、関係者間の調整メカニズムの構築、 地域住民参加による観光・地域振興の実施が必要である。

博物館の体制整備に関しては、映像等の展示関連作業の支援を中心に据え、 開館に向けた進捗管理を行える人材を育成していくことが必要である。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
 - 4. (1) のとおり。
- (2) 今後の評価計画

事業開始3か月以内 ベースライン調査

事業終了3年度 事後評価

(3) 実施中モニタリング計画

事業開始後、毎6か月に1度を目途に相手国実施機関との合同レビュー

9. 広報計画

- (1) 当該案件の広報上の特徴
 - 1) 相手国にとっての特徴
 - ・ヨルダン国最大の観光地であるペトラ遺跡の周辺地域で観光/地域開発 が実施されること。
 - 新しく建設されるペトラ博物館が開館すること。
 - 2) 日本にとっての特徴
 - ・世界的に有名なペトラ遺跡の周辺地域を日本の観光/地域開発の経験を を生かして支援すること。
- (2) 広報計画

プロジェクトのホームページを設置し、進捗に応じて各段階で情報発信を する。

案件概要表

作成年月日:2019 年 6 月 16 日 業務主管部門名:ヨルダン事務所

課名:中東・欧州部中東第二課

1. 案件名

国名: ヨルダン

案件名:(和名)イラク向け警察分野人材能力向上フェーズ3

(英名) Capacity Development and Technical Skills Improvement for

Public Security of Iraq Phase 3

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における本事業の位置付け

イラクの治安情勢は 2003 年のイラク戦争終結以降、宗派間・部族間等の衝突により悪化したが、2007 年以降は米国による増派等により大幅に改善した。その後 2014 年から ISIL (「イスラム国」)の侵攻を受け一部地域の治安情勢は急激に悪化したが、2017 年 12 月の ISIL からの国土解放宣言後は、ISIL の残党による活動は見られるものの、その活動領域は限定的であり、国土全体の治安情勢は再び改善傾向にある。改善傾向にある治安の維持・安定化は、イラクにおいて平和の定着を図るのみならず、ISIL からの解放地の復興・その他の地域の開発に資するものであり、その役割を担う警察機構の能力向上が強く求められている。

上述のとおり、イラクにおける治安情勢は改善傾向にあり、ISIL の残党による活動や部族間の対立等への万全の対応が極めて重要である。加えて、隣国からの薬物等を始めとする密輸、市内における誘拐や銃等を使用した犯罪に加え、蔓延する汚職の問題も同国の治安維持にとっては課題となっている。このため、イラク警察機関職員の治安維持に必要な能力(犯罪対策、犯罪捜査、テロ対策等)の向上が喫緊の課題である。

本研修は内戦やテロの影響を受けて能力強化の機会を十分得られていなかったイラク内 務省警察部門及びクルディスタン地域政府内務庁警察部門に対する継続的な協力であり、 イラクの治安の安定がイラク国内のみならず中東地域への安定に貢献すること、またヨル ダン警察の能力強化につながること、イラク・ヨルダン治安機関連携の推進にも貢献することを考慮して実施されている。

今年度は、警察分野能力強化プログラムの第3フェーズ(2019-2021)の初年度となる。これまで 2007 年から 2012 年に実施された 2 フェーズに亘り下記の犯罪捜査研修、及び 2013 年から 2 フェーズにわたって警察分野の能力強化が実施された。

過去の第三国研修プログラム:

- -犯罪捜査研修 TCTP on Criminal Identification (Phase I) (2007-2009)
- -犯罪捜査研修 TCTP on Criminal Identification (Phase II) (2010-2012)
- -警察分野人材能力向上 Capacity Building and Technical Skill Improvement for Public Security (2013-2015)
- -警察分野人材能力向上 2 Capacity Building and Technical Skill Improvement for Public Security Phase II (2016-2018)
- (2) 我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

本件は、対ヨルダン協力プログラム「周辺地域の安定化促進」の下でその実施が計画されている案件であり、かつ日本・ヨルダン・パートナーシップ・プログラム(2004 年 12 月署名、2008 年 12 月 14 日見直し)の枠組みで実施されることから、協力方針に合致する。

(3) 当該セクター/地域における他の援助機関の対応

米国が支援を実施しているが詳細不明。その他、EU が「法の下の統治」、オーストラリア警察による科学犯罪捜査分野の技術協力が実施されている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

イラク警察機関(クルディスタン地域政府警察機関を含む)職員の犯罪対策、犯罪捜査、テロ対策に係る能力が向上する。

- (2) プロジェクトサイト/対象地域名 ヨルダン警察
 - (3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者:イラク内務省(ヨルダン警察)

最終受益者:イラク国民

(4)総事業費(日本側)

2019 年度 42,750 千円

2020 年度計画 60,000 千円

2021 年度計画 60,000 千円

(5) 事業実施期間: 2019 年 4 月~2022 年 3 月(計 36 か月)

2019 年度 2019 年 4 月~2020 年 3 月(計 12 か月)

2020年度 2020年4月~2021年3月(計12か月)

2021 年度 2021 年 4 月~2022 年 3 月(計 12 か月)

(6) 事業実施体制

研修の実施に当たっては、ヨルダン警察特別局国際協力・外交団課(Public Security Directorate, Special Branch, International Cooperation and Embassies Division)がその他のヨルダン警察部局との調整を担う。その中でも過去の研修で2フェーズ6年を担当した犯罪科学課 Forensic Laboratories Department が本研修において主要な位置を占める。

(7)投入(インプット)

1) 日本側

- ・年次協議の開催と必要な経費(航空運賃、宿泊費等)
- ・研修受入費(航空賃(イラク各地-アンマン)、宿泊費、日当、保険等)、100%
- ・研修実施に必要な研修諸費 (講師、施設・設備費、教材費等)、研修経費 80%

2) ヨルダン側

- ・年次協議への出席
- ・研修コース実施に係わる事務手続き、研修の実施
- ・研修実施に係わる研修諸費(講師、施設・設備費等、教材費等)研修経費20%

3) 参加国 (イラク)

- ・年次協議への政府担当職員の出席
- ・研修コースへの政府職員の出席及び関連承認・事務手続き、等

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

下記に示すように犯罪捜査分野の研修を 2 フェーズ、そして、本研修のフェーズ 1 に位置づけされる研修を実施済み。

- -TCTP on Criminal Identification (Phase I) (2007-2009)
- -TCTP on Criminal Identification (Phase II) (2010-2012)
- -Capacity Building and Technical Skill Improvement for Public Security (2013-2015)
- -Capacity Development and Technical Skills Improvement for Public Security Phase 2 (2016-2018)

2) 他援助機関等の援助活動

- -The rule of law (UJUST LEX) Training project by the European Union mission1
- -Training project (3 years) by Australian Federal Police (AFP) which focuses on

¹ http://eeas.europa.eu/archives/docs/csdp/missions-and-operations/eujust-lex_iraq/pdf/facsheet_eujust-lex_iraq_en.pdf

development of skills in the field of Criminal Sciences

- (9) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発
 - 1)環境社会配慮
 - ① カテゴリ分類
 - ② カテゴリ分類の根拠
 - ③ 環境許認可
 - ④ 汚染対策
 - ⑤ 自然環境面
 - ⑥ 社会環境面
 - ⑦ その他・モニタリング

なし

2) 横断的事項

なし

3) ジェンダー分類:

なし

<活動内容/分類理由>

第三国研修

(10) その他特記事項

なし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標:

イラク(クルド自治政府を含む)の治安が継続的に安定・維持される。

(2) プロジェクト目標:

イラク警察機関(クルディスタン地域政府警察機関を含む)職員の犯罪対策、犯罪捜査、テロ対策に係る能力が向上する。

(3)成果

イラク警察機関(クルディスタン地域政府警察機関を含む)職員が、研修を通して犯罪対策、犯罪捜査、テロ対策等に係る技術的な対策方法を習得し、治安維持分野の人材育成が進展する。

(4)活動

犯罪対策、犯罪捜査、テロ対策分野を中心にヨルダン側実施機関(ヨルダン警察)が研修 (講義、現地視察、実習、グループディスカッション等)を実施する。なお、研修で扱う内容の 絞り込みについては年度毎に相手国機関と年次協議を行い決定する。

5. 外部条件

- ・ヨルダン政府による出入国管理法・規則がイラク人研修員のヨルダン入国に影響を与えないこと。
- ・イラクの社会・治安状況が研修員の移動を阻害しないこと。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

なし

7. 事前評価結果

なし

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
- 4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール なし
- (3) 実施中モニタリング計画

なし

9. 備考

なし

以上

案件概要表

個別案件(第三国研修) 2020 年 7 月 29 日 現在

主管区分:在外事務所主管案件

ヨルダン事務所

案件名 (和) イエメン向け「電力分野人材能力向上」

(英) Capacity Building and Technical Skills Improvement

on Electricity for Yemen

対象国名 ヨルダン イエメン 分野課題 1 南南協力-南南協力

分野課題2 分野課題3

分野分類 エネルギー-エネルギー-電力

プログラム名 周辺地域の安定化促進

援助重点課題 地域の安定化

開発課題 周辺地域の安定化促進

プロジェクトサイト アンマン

署名日(実施合意)(*) 2017年 07月 20日

協力期間 (*) 2017 年 07 月 20 日 ~ 2022 年 03 月 31 日

相手国機関名 (*) (和) ヨルダン電力公社

(英) National Electric Power Co.

プロジェクト概要

• 背景

The electricity sector is a significant component of civil and industrial development as well as economic growth. In Yemen, only 41.7% of the population can access the electricity network, and rural electrification is estimated at 22.8%. The sector cannot maintain power production to meet the demands and constrains the socio-economic development of the country. Even for those connected to the grid, the citizen faces regular rolling blackouts in most cities. Supply distuptions occur many times during the year as a result of old, inefficient generation, and transmission and distribution infrastructure, technical failures, and the recurring shortage of fuel, paticularly diesel, in power generation plants.

Yemen's public utility PEC is severely underfunded, not least due to Yemen's government regulated pricing system. Furthermore, an estimated one third of PEC's electricity is thought to be wasted or stolen, and electricity theft and the additional problem of non-payment result in large financial losses to the PEC.

Jordan national Electric Power Co. (NEPCO) has provided technical trainings in power sector for Yemeni through Third Country Training Program (TCTP) with cooperation with JICA from 2005 to 2009 and from 2012 to 2014. However, there is a continuous training needs to support Yemen which faces significant challenges recently.

In this context, the reconstruction and rehabilitation of technical aspects in power facilities are not only the top priority to cope with this power shortage, but also strengthening the institutional capacities such as laws and regulations, administration and management system, training system for development of human resources which is important for the future power development.

• 上位目標

Capacity of Construction, Operation and Distribution in Electric Sector in Yemen will be enhanced.

・プロジェクト目標

Technical abilities of all aspects such as construction, operation and maintenance; training in the field of electricity will be strengthened.

成果

Participants acquire necessary skills and knowledge such as project planning, management, designing, construction, operation and maintenance, training in the field of electricity.

活動

TCTP on capacity building and technical skill improvement will be implemented.

The temporarily proposed training areas are as follows.

- 1. Construction of Distribution ovehead lines
- 2. Construction and Maintenance of Distribution Substations

- 3. Joint Power Cables
- 4. Power System Protection
- 5. Circuit Breakers maintenance and operation
- 6. Construction and Maintenance of OHTL
- 7. Power Cables and testing and fault location
- 8. Maintenance of Transmission Substations
- 9. Earthing system Design
- 10. Generator and transformer unit protection
- *Based on the discussion between Public Electricity Corporation (PEC) in Yemen, NEPCO and JICA.

投入

- 日本側投入
 Invitation cost and 70-85% of the training cost
- · 相手国側投入 15-30% of the training cost

• 外部条件

Security condition in Yemen will directly affect the course implementation.

実施体制

• 現地実施体制

In 1967 and realizing the need for a modern and reliable electricity system, the government established the Jordan Electricity Authority (JEA), under the provisions of the general electricity law, JEA was entrusted with generation of electrical energy through modern and reliable power plants, transmission of electrical energy through a reliable high voltage network, distribution of electrical energy in all areas not covered by the other distribution companies and implementing a rural electrification program to ensure that all inhabitants of Jordan would have access to electricity by the year 2000, JEA was autonomous government institution enjoying juristic personality with financial and administrative independence. It was directly distributing electricity to approximately 13% of the country consumers. In September 1996, JEA was converted to public share-holding company wholly owned by the government and re-named as National Electric Power

Company (NEPCO).

NEPCO's capacity portfolio includes fuel oil-fired steam generating units, gas fired combustion turbines, diesel-fired combustion turbines and diesel engines. NEPCO used to provide all the bulk power to the national grid, except for those supplied by interconnected industrial companies (about 100 MW).

・国内支援体制 (*)

関連する援助活動

- ・我が国の援助活動
 - 1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA

1984 年~1991 年 技術協力プロジェクト 「電力訓練センタープロジェクト」

2004 年~2005 年 技術協力プロジェクト 「電力公社電力訓練センター 改善プロジェクト」

2005 年~2009 年 第三国研修実施

2012年~2014年 第三国研修イエメン向け特設「電力」

- 2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc.
- ・他ドナーの援助活動

^(*) 該当する場合のみ記載

案件概要表

個別案件(第三国研修) 2019 年 03 月 11 日 現在

主管区分:在外事務所主管案件

ヨルダン事務所

案件名 (和) イラク及び周辺国向け農業及び水管理の能力向上

フェーズ2

(英) Capacity Development for Agriculture and Water Management for Iraq and regional countries (Phase 2)

対象国名 ヨルダン

分野課題 1 農業開発-灌漑・排水

分野課題2

分野課題3

分野分類 農林水産-農業-農業一般 プログラム名 周辺地域の安定化促進

援助重点課題 地域の安定化

開発課題 周辺地域の安定化促進

プロジェクトサイト ヨルダン、レバノン、エジプト(実施機関の事務所、試

験圃場、地方センター等)

署名日(実施合意)(*)

協力期間 (*) 2017年 05月 17日 ~ 2020年 03月 31日

相手国機関名 (*) (和) 国際乾燥地農業研究センター(ICARDA)

(英) International Center for Agricultural Research in the

Dry Areas (ICARDA)

プロジェクト概要

• 背黒

本件は、イラク及び周辺国向けに実施している第三国研修の一つであり、 農業・灌漑分野を対象とし、ヨルダン国立農業研究センター(National Agricultural Research Center: NARC)の協力を経て国際乾燥地農業研究 センターInternational Center for Agricultural Research in the Dry Areas (ICARDA)を研修実施機関として主にイラク水資源省職員を対象に実施し てており、本プログラムはフェーズ 2(2017-2019)に位置づけられる。 イラクの水資源の概要は次のとおり。イラクの主要な水資源は二大河川で あるチグリス川及びユーフラテス川から供給されているが、気候変動の影響や上流域に位置するシリアやトルコでの取水による影響から、流量の減少や湿原の減少などが顕在化している。また、水量のみならず水質についても下水や廃棄物による表流水の汚染、石油漏れによる地下水汚染が環境上の問題と認識されており、さらに湿原地域に流入した汚水排水処理、農業との関係でいえば灌漑システムの不備と不適切な維持管理によってもたらされる農地の塩類濃度の上昇も課題となっている。

• 上位目標

水資源管理技術の向上により農業の生産性が向上する。

・プロジェクト目標

イラク(クルド自治政府を含む)及び周辺国において農業開発や水管理を 担う政府職員や研究者の能力が向上する。

成果

農業開発や水管理を担う政府職員や研究者が、以下の点に関して最新知識 と運用能力を習得、維持する。

- 1. 農業用水の効率的な活用、水資源管理・保全技術がもたらす効果の評価、および関連する政策全般
- 2. 農業生産に関連する情報処理・リモートセンシングや地理情報システム技術
- 3. 灌漑農業における限られた水資源の効率的利用促進
- 4. 水資源や土地調査に関連する統計的処理及びデータ解析

・活動

国際乾燥地農業研究センター (ICARDA)がヨルダン国立農業研究センター (NARC)と協力して研修 (講義、現場視察、実践、グループディスカッション)を実施する。各コースでは以下の項目が含まれる。

- 1. 農業用水の経済的な考え方と管理
- 2. 乾燥地における水管理・保全技術の採用方法とその効果
- 3. 農業用水に関する政策と組織
- 4. 水管理に関する実験の企画と解析
- 5. 水管理に関する調査の統計処理手法とデータ解析
- 6. 水と用地の管理に関する統計処理手法とデータ解析
- 7. 灌漑農業による食糧生産システムにおける水管理と生産性向上

8. 乾燥地農業と農地回復のための地理情報システムの適用手法

・投入

・日本側投入

日本・ヨルダン・パートナーシップ・プログラムに基づき、受入諸費はプログラム期間を通して JICA が 100%負担とし、研修諸費については ICARDA(NARC)と 50%シェアとする。

- · 受入諸費(航空賃、宿泊費、日当、保険、査証代等)の 100%
- ・研修諸費 (講師謝金、現地傭人費、教材費等) の 50%
- 相手国側投入

ICARDA(NARC)

・研修諸費 (講師、施設・設備費、教材費等) の 50%

• 外部条件

- ・ヨルダン及びエジプト政府等の研修実施国による出入国管理の運用変 更がイラク人等研修生の当該国への入国に影響を与えないこと。
- ・イラクの治安状況が研修員の移動を阻害する程度にまで悪化しないこと。

実施体制

- 現地実施体制
 - ・研修講師の選定や実地研修に関する準備・調整は国際乾燥地農業研究センター(ICARDA-Egypt)が行う。
 - ・イラク側においては、イラク水資源省(MoWR)及びクルド自治政府農業・水資源省が研修員の選定、研修後の活動に関するフォローアップを担当する。
- •国内支援体制(*)

関連する援助活動

- ・我が国の援助活動
 - 1) 我が国の援助活動

円借款事業:

・灌漑セクターローン (IQ-P2), LA(2008)

- ・灌漑セクターローン (II) (IQ-P27), LA(2018)
- Third Country Training in ICARDA "Water Resources and Improvement of WaterUse Efficiency in the Dry Areas (2002-2004)
- Enhancing Human Resources Development in IRAQ (2004-2008)
- •TCTP-Capacity Development for Agriculture & Rural Development (2008-2010)
- Human Capacity Development Project in Agriculture for Afghanistan" (2009-2013)
- ・食糧自給のための小麦生産性改善(2011~2015年)(技プロ)
- Wheat Productivity Improvement Project for Food Self-Sufficiency (2011-2015)
- ・クルド地域園芸技術改善(2011~2016年)(技プロ)
- ・Project for Spreading Water Users Associations for Efficient Use of Irrigation Water(2012-2014)灌漑用水効率的利用のための水利組合普及(2012~2015年)(技プロ)
- TCTP-Extension of Modern Agricultural Technology (Phase I) (2011-2012)
- Project for Spreading Water Users Associations for Efficient Use of Irrigation Water(2012-2014)
- Project for Spreading WUA for Effective Use of Irrigation Water (2012-2015)
- TCTP-Extension of Modern Agricultural Technology (Phase II) (2013-2015)
- ・第三国研修 イラク及び周辺国向け農業及び水管理の能力向上(2014-2016)
- ・食糧自給のための小麦生産性改善(技プロ)フォローアップ協力(2017年)(フォローアップ)
- TCTP-Extension of Modern Agricultural Technology (Phase III) (2016-2018)
- ・ Project for Sustainable Irrigation Water Management through WUA (2017-2020)(実施中、技術協力プロジェクト)
- ・その他、各種研修をシリア及び日本で実施

・他ドナーの援助活動

Training and provision of 100 Scholarships for Master's Degree by US.

- Training and provision of 125 Scholarships for Master's Degree by Australia.
- Training, provision of Scholarships for Master's Degree and provision of agricultural equipment by Italy
- Grant Aid for Laboratory of tissue culture by UAE, etc.

^(*) 該当する場合のみ記載